

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月14日
【会社名】	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
【英訳名】	HyAS & Co., Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福島 宏人
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 西田 祐
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 西田 祐
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,897,720,800円 （注） 上記金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	13,751,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2021年4月14日開催の取締役会決議によります。本第三者割当増資は、割当予定先である株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」又は「割当予定先」といいます。）が2021年4月14日に公表した同社による当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といい、本第三者割当増資と併せて「本取引」と総称します。）の成立を条件としております。割当予定先からは、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、本第三者割当増資に係る払込み後の割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化ベース株券等所有割合（本公開買付け及び本第三者割当増資の結果新たに発行されることとなる当社株式数に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、当社が2021年3月15日に提出した第17期第3四半期報告書（以下「当社四半期報告書」といいます。）に記載された2021年1月31日現在の当社の発行済株式総数（23,343,900株）に、本書提出日現在の当社が発行する第4回新株予約権、第5回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の各新株予約権（以下、これらの新株予約権を「本新株予約権」と総称します。詳細は下記をご参照ください。なお、本新株予約権は本公開買付けの対象とされておりません。）の合計43,329個の目的となる当社株式数の合計数（1,822,200株）を加算し、さらに本第三者割当増資の引受けによりくふうカンパニーが所有することになる当社株式数を加算した株式数（38,917,700株）に、当社四半期報告書に記載された2021年1月31日現在の当社が所有する自己株式数（172株）を控除した株式数（最大で38,917,528株）に係る議決権数（最大で389,175個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同じです。）をいいます。以下同じです。）を50.10%以上とするために必要な最小の数を上限として払込みが行われる予定です。そのため、割当予定先は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。なお、当社の各新株予約権の概要は下表のとおりです。

回号	2020年4月30日現在の 残存個数	2020年4月30日現在の 残存個数の目的となる 株式数	本書提出日現在の残存 個数	本書提出日現在の残存 個数の目的となる株式 数
第4回新株予約権	461個	829,800株	220個	396,000株
第5回新株予約権	37,300個	335,700株	31,700個	285,300株
第9回新株予約権	1,910個	191,000株	1,740個	174,000株
第10回新株予約権	10,400個	1,040,000株	9,669個	966,900株

(注) 2020年4月30日現在の各新株予約権の残存個数及びその目的となる株式数は、当社が2020年9月30日に提出した第16期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された数値となります。また、本日現在の各新株予約権の残存個数及びその目的となる株式数は、第4回新株予約権、第9回新株予約権及び第10回新株予約権については2020年4月30日以後の付与対象者の退職による失権分を除いた結果の数値であり、第5回新株予約権については2020年4月30日以後の付与対象者による行使による減少及び付与対象者の退職に失権分を除いた結果の数値です。

2 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当			
募集株式のうちその他の者に対する割当	13,751,600株	1,897,720,800	948,860,400
募集株式のうち一般募集			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）	13,751,600株	1,897,720,800	948,860,400

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 上記「1 新規発行株式」(注) 1に記載のとおり発行数が減少する場合があります、それにより発行価額の総額及び資本組入額の総額も減少する場合があります。
- 3 発行価額の総額は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）上の払込金額の総額です。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額（会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるもの）とします。）です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
138	69	100株	2021年5月24日から 2021年6月29日		2021年5月25日から 2021年6月30日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、上記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「(1) 募集の方法」に記載の発行数で除して得た金額です。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記「(3) 申込取扱場所」に所定の申込書を提出し、払込期日までに後記「(4) 払込取扱場所」へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、上記「1 新規発行株式」(注) 1に記載のとおり、割当予定先は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式13,751,600株）のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。
- 4 本第三者割当増資に関しては、2021年5月25日から2021年6月30日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を2021年5月25日から2021年6月30日までとした理由は、本第三者割当増資における払込日を本公開買付けにおける決済開始日（2021年5月25日予定）と同日とすることを予定しているところ、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 本社	東京都品川区上大崎二丁目24番9号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 川崎支店	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目4番10号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,897,720,800	27,000,000	1,870,720,800

- (注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー手数料、弁護士費用、登記関連費用及びその他費用です。
- 2 上記「1 新規発行株式」（注）1に記載のとおり、割当予定先は、募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式13,751,600株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。上記金額は募集株式の全部について払込みがあったものとして計算した最大値です。なお、本公開買付けに応じて応募がなされた株券等の総数が買付予定数の上限（12,608,200株）に達した場合、本払込は行われなないこととなります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する資金（1,870百万円）については、 全社・グループ間におけるガバナンス体制の再構築及び強化、 財務基盤の強化、 D X強化のためのW e b事業の構築、新規ツールの開発に充当する予定です。

手取金の具体的な使途、金額及び支出予定時期については、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
全社・グループ間におけるガバナンス体制の再構築及び強化	500	2021年6月～2024年4月
財務基盤の強化	870	2021年7月～2024年4月
D X強化のためのW e b事業の構築、新規ツールの開発	500	2021年6月～2024年4月
合計	1,870	-

- (注) 調達資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

全社・グループ間におけるガバナンス体制の再構築及び強化（500百万円）

当社が、2020年7月28日に公表した「当社における不適切な会計処理に係る特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び2020年9月30日に公表した「第16期有価証券報告書の提出、並びに過年度の有価証券報告書等、決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、当社グループ（当社並びに当社の子会社12社からなる企業グループをいいます。以下同じです。）において、過去の売上高や売上原価その他の費用等の計上処理に関連して、不適切な会計処理（以下「本不適切会計」といいます。）が行われておりました。その後、2020年9月28日に第三者委員会から調査報告書を受領、2020年9月30日に2016年3月2日提出に係る有価証券届出書、2016年4月期から2019年4月期の有価証券報告書並びに、2017年4月期の第1四半期から2020年4月期の第3四半期までの四半期報告書に関する訂正報告書を提出しております。また、東京証券取引所より2020年11月27日に特設注意市場銘柄の指定及び東京証券取引所市場第一部からマザーズへの変更の指定を受けております。今後、下記「1 割当予定先の状況」の「（3）割当予定先の選定理由」に記載のとおり、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革、業務処理統制の強化および管理体制の増強、上場会社としての当社役職員の意識改革を含む改善計画を策定する予定です。

当社においては、かかる状況を踏まえ、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革として、2020年9月30日に経営体制を刷新し、さらに社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行いたしました。また、新経営体制の下、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革、業務処理統制の強化および管理体制の増強、上場会社としての当社役職員の意識改革を含む再発防止の実行を主導するリスタート委員会を立ち上げました。特設注意銘柄の指定解除には内部管理体制等の改善が必要であるため、内部管理体制を早急に再構築し、1年以内での特設注意市場銘柄の指定解除を目標として、株主・取引先等の皆様からの信頼回復に向けて全社一丸となって取り組んでおります。

他方で、くふうカンパニーグループでは、統制環境の整備、強化、見直しなどグループコンプライアンス体制の強化に向けた取組みを継続して行っているとのことであり、本取引により当社がくふうカンパニーの子会社となることで、同社が行っている取組みを踏まえて当社のガバナンス体制を再構築することは、当社における特設注意市場銘柄の指定解除にも寄与するものと考えております。

さらに、当社グループでは、グループ含めて内部管理体制を強化するために、管理部門の大幅な強化を行う予定であり、そのための費用として、本第三者割当増資により調達した資金のうち、本社およびグループ

各社に係る管理部門の採用費用及び人件費、社内管理システム構築・改良費用、及びガバナンス体制強化のために必要な外部アドバイザーを起用するための費用として、500百万円を充当する予定です。

財務基盤の強化（870百万円）

当社グループでは、本不適切会計に係る第三者委員会による調査費用及び第三者委員会の調査を踏まえた追加監査に対する監査費用等が発生したことにより第17期第3四半期連結累計期間において、訂正関連費用引当金繰入額として671百万円を特別損失に計上いたしました。その調査費用及び監査費用等の支払いのため、短期借入金が増加し財務状況が悪化しており、2021年1月31日現在で、当座貸越残高が700百万円となっております。

本第三者割当増資により調達した資金を当該当座貸越の返済資金として充当するとともに手元運転資金を確保することで財務基盤の強化を図ってまいります。

D X強化のためのW e b事業の構築、新規ツールの開発（500百万円）

当社グループでは、業界のノウハウを分析、標準化し、地域工務店、不動産会社及び建設会社に対して、例えば「R+house」等のブランドを使って営業・販売するために必要なシステム、ノウハウ、営業ツールなどをパッケージ化した商品を提供しております。

当社グループの収益は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬である「ロイヤルティ等」に大別されます。近年は、会員企業（顧客）の成長、ひいては当社グループの成長につながる「ロイヤルティ等」の収益拡大に注力しております。

主力の「R+house」事業においては、モデルハウスの自社展開、技術本部機能の内製化によるノウハウ開発力の強化、ブランド形成のための広告宣伝費の投下など、積極的な投資を行ってまいりました。もっとも、当社の主力ブランドである「R+house」等のエンドユーザー（当社の提供する不動産を購入する生活者をいいます。）の認知度は未だ十分であるとはいえ、認知度の向上に向けて更にW e b事業の強化を行うことが、当社の企業価値の向上のために必要であると考えております。

そのため、「R+house」等のブランド強化に向け、従前の広告活動と並行して、本取引により当社がくふうカンパニーの子会社となることで、くふうカンパニーグループが保有するメディア運営及びインターネットサービスのノウハウを活用することで、住まいを検討するエンドユーザーとのチャネルの創出を通じ、「R+house」等の高性能住宅に対するエンドユーザーの認知度の向上を図る予定です。

また、当社グループでは、会員企業の収益成果創出に向け、積極的にI Tの活用を進めており、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化を支援するシステムの提供を行っております。

当社は、これまで会員企業からの多様化・高度化するニーズに応えるため、システムの機能追加・バージョンアップに加え、様々な新しい商品・サービスの企画・開発に、継続的に注力してまいりました。

当社は、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、戸建住宅ニーズの増加や、テレワークスペースなど「新しい生活様式」に対応する建築プランの提案など、住宅・不動産業界に求められる商品・サービスなどのニーズが多様化していると考えております。

そのため、今後は、既存の商品・サービスの充実に加え、テレワークや新たな生活スタイルに対応した新商品の開発及び展開と併せて、住宅・不動産業務のデジタルトランスフォーメーション（以下「D X」といいます。）（注1）についても、積極的に取り組み、会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、これらを通じて会員企業の収益性の向上を図ることにより、当社グループの収益基盤の多様化、充実を図ってまいります。またその一環として、本取引により当社がくふうカンパニーの子会社となることで、当社において、くふうカンパニーグループが保有する接客支援ツールなどのユーザーとのコミュニケーションツールを活用することが可能となり、会員企業向けにかかる新たなツールを開発・リリースすることにより、会員企業に従来以上の高付加価値サービスを提供し、また、ユーザーとのコミュニケーション業務の効率化を行ってまいります。

上記の費用として、本第三者割当増資により調達した資金のうち、エンドユーザー向けの「R+house」等のW e b強化費用、D X推進のための新規ツールの開発費用及びフィナンシャルプランニングやアフターメンテナンスのための既存システムの改良等に500百万円を充当する予定です。

（注1）デジタルトランスフォーメーション（D X）とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいいます。

なお、上記「1 新規発行株式」（注1）のとおり発行数が減少する場合があります。割当予定先は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式13,751,600株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

その場合は、金融機関からの借入れや公募増資や株主割当による資本市場からの資金調達により、支払予定時期が到来したものから、資金を充当することを予定しておりますが、特に上記の表のうち優先度の高い 全社・グループ間におけるガバナンス体制の再構築及び強化235百万円(管理部門の採用費用及び人件費、及びガバナンス体制強化のために必要な外部アドバイザーを起用するための費用)、財務基盤の強化300百万円(当座貸越の返済資金)、DX強化のためのWeb事業の構築、新規ツールの開発190百万円(エンドユーザー向けの「R+house」等のWeb強化費用、及びフィナンシャルプランニングやアフターメンテナンスのための既存システムの改良)について、優先的に資金を充当していくことを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社くふうカンパニー
本店の所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第2期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) 2020年12月23日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第3期第1四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日 関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 1 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

a. くふうカンパニーグループの概要

くふうカンパニーは、共同株式移転の方法により、2018年10月1日付で株式会社オウチーノ及び株式会社みんなのウェディングの完全親会社として設立され、同日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したとのことです。

くふうカンパニーグループは、持株会社であるくふうカンパニー及びその子会社14社(2020年12月31日現在)で構成され、「くふうで生活を賢く・楽しく」を経営理念とし、ユーザーが様々なライフイベントにおいて、より賢く、楽しく意思決定を行えるようサービスの提供を目指しているとのことです。くふうカンパニーグループでは、主にインターネットを介して結婚関連事業、不動産関連事業、金融関連事業、メディア関連事業を展開しているとのことです。結婚関連事業は株式会社エニマリによるウェディング総合情報メディア「みんなのウェディング」、会費制結婚式プロデュースサービス「会費婚」、新しい生活様式に合わせた“結婚を祝う新しいカタチ”を提案するサービス「エニマリ」、株式会社フルスロットルズによるインポートブランドを中心としたウェディングドレス販売「DRESS EVERY」等で構成されているとのことです。不動産関連事業は株式会社オウチーノによる住宅・不動産専門メディア「オウチーノ」、株式会社おうちのくふうによる生活者向けの買取再販サービス、株式会社Seven Signatures Internationalによる富裕層向けコンサルティングサービス、その他子会社2社で構成されているとのことです。金融関連事業は株式会社Zaimによる900万ダウンロードを超えるオンライン家計簿サービス「Zaim」、並びにくふう少額短期保険株式会社及び株式会社保険のくふうによる保険サービス等で構成されているとのことです。メディア関連事業は株式会社くらしにくふうによるくらしに関する総合情報メディア「ヨムーノ」及びグループ内外の各メディアの企画・制作・運営支援等で構成されているとのことです。その他、株式会社Da Vinci Studio、株式会社くふうキャピタル、その他子会社1社により、グループ内各事業に対する支援業務等を行っているとのことです。くふうカンパニーグループでは、上述のとおり、主にインターネットを介して結婚や不動産といったライフイベントに関連した事業テーマを扱っているとのことです。これらの事業領域は、ユーザーと事業者間の情報格差の大きい領域であると認識しているとのことです。くふうカンパニーグループは、「ユーザーファースト」を徹底し、これらの情報格差の解消と利便性の高いサービスづくりに注力しているとのことです。同時に、各領域において「メディア+サービス」のビジネスモデルを展開することで、ユーザーの検討段階における情報収集からサービスの利用段階まで、一気通貫にサポートできるサービスづくりを推進しているとのことです。また、くふうカンパニーは、ユーザーニーズへの対応をより一層強化していくとともに、さらなる事業規模拡大及び持続的成長により企業価値の向上を図るため、新規事業開発やM&A等も機動的に実施しているとのことであり、直近

では2021年1月4日付で株式会社キッズスターの株式を取得し、新たに「子ども関連事業」を開始しているとのことです。中期では各事業領域における事業成長を重視し、2020年8月12日に公表した中期の経営定量目標（EBITDA）として2023年9月期に20億円を目指しているとのことです（コロナ禍に伴う戦略変更により、従来の中期経営企画を2年先送りとしているとのことです。）。

結婚関連事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「みんなのウェディング」のサイト利用者数及び有料掲載式場数が減少した他、結婚式プロデュースサービス「会費婚」における結婚式の開催や新規受注件数は大きく落ち込んだとのことです。2020年10月1日付で株式会社みんなのウェディングと株式会社アールキューブを合併（株式会社みんなのウェディングを存続会社とする吸収合併）し、株式会社エニマリに商号を変更、さらに2021年1月1日付で株式会社フルスロットルズを合併（株式会社エニマリを存続会社とする吸収合併）し、経営リソースを最適化した新たな体制の下、結婚にまつわる様々なシーンを祝う新たなサービスの開発を推進し、「エニマリ」ブランドによる展開に注力しているとのことです。

不動産関連事業においては、株式会社オウチーノでは、不動産会社等に向けて住宅・不動産専門メディア「オウチーノ」での物件掲載サービスを提供しているほか、近年は営業支援ツール「オウチーノくらすマッチ」の販売が順調に拡大しているとのことです。株式会社おうちのくふうは、2020年6月19日、国内におけるオフィス賃貸を中心とした不動産仲介を提供していた株式会社おうちのアドバイザーから株式会社おうちのくふうへ商号変更を行うとともに、事業内容を生活者向けの買取再販サービスに刷新することで、事業を本格始動したとのことです。一都三県を中心に、駅から徒歩10分圏内、60平米前後のファミリー層向け居住用中古マンションを仕入れ、新築同様のフルリノベーションを行い、3,000万円台を中心としたリーズナブルな価格帯で販売しているとのことです。2020年12月31日現在、物件の仕入れ及びリフォームにかかる費用が売上に先行して発生しているとのことです。今後の販売に向けて計画通りに進捗しているとのことです。株式会社Seven Signatures Internationalは、国内外における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航規制等により、米国ハワイ州における事業活動への影響が続いているとのことです。コスト削減に取り組むとともに、国内外における富裕層顧客のニーズに応えた取引案件を獲得しているとのことです。

金融関連事業においては、オンライン家計簿サービス「Zaim」は、有料課金ユーザーを対象に長期的な資産形成・ライフスタイルの変化に寄り添う基盤として、ライフプラン管理ツール等の開発を推進している他、大手企業や官公庁等からのデータ連携ニーズへの対応を強化することで、収益が拡大しているとのことです。また、保険サービスはグループ内連携による保険提案に注力しているとのことです。

メディア関連事業においては、くらしに関する総合情報メディア「ヨムーノ」のユーザー数の増加とともに広告収入が伸長する一方、新たな収益源の獲得に向けたコンテンツ強化やメディアの開発等に注力しているとのことです。

その他、支援機能として株式会社Da Vinci Studioによるくふうカンパニーグループ内外向け技術支援等を展開しているとのことです。

b. 当社グループの概要

一方、当社は、資産価値が維持できる高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための住宅不動産取引の実現による資産価値の維持向上を理念に掲げ2005年3月に創業し、2016年4月に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。2020年7月21日に東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更した後、当社において、後述のとおり特別調査委員会を設置し過去の不適切な会計処理について調査しておりましたが、2020年8月31日に当社独立役員も委員となっている特別調査委員会から、当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会への移行等について開示し、また、同年9月29日に開示した新規上場前からの不適切会計に関する第三者委員会の中間調査報告書を開示し、更に、同年9月30日に監査報告書の意見不表明について開示し、これらの開示及び東京証券取引所によるこれまでの審査の結果を受け、同年9月30日、東京証券取引所から、当社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行ったおそれがあると判断され、当社株式は監理銘柄（審査中）の指定を受け、2020年11月26日付で監理銘柄の解除及び特設注意市場銘柄の指定を受け、上場市場の変更（2020年12月27日付で市場第一部からマザーズ市場への変更）が行われております。

当社は、連結子会社である株式会社ans、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社ウェルハウジング、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社、ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、株式会社HCマテリアル、GARDENS GARDEN株式会社及び株式会社家価値サポートの合計13社の企業集団（以下「当社グループ」といいます。）で構成されており、「コンサルティング事業」及び「建築施工事業」を主たる事業としています。

「コンサルティング事業」は、住関連産業（住宅、不動産、建設業界）に特化した経営コンサルティング事業であり、地域の中小企業を会員組織としてネットワーク化することによって、事業提携先と協力し、業界のノウハウを分析、標準化し、ビジネスモデルとしてパッケージ化した商品を顧客（会員企業）に提供しております。当該商品には、そのブランドを使って営業・販売するのに必要なシステム、ノウハウ、営業ツールなどが全て含まれてい

ます。当社グループは、企業が置かれている状況に応じて、収益構造改善や新規事業展開を含む業態転換の必要性をもつ企業には「ビジネスモデルパッケージ」を、経営（事業）におけるプロセスや機能の効率化が必要な企業には「経営効率化パッケージ」を提供しており、トータルの商品数は20を超え、住宅環境のハードインフラから情報インフラまでをトータルでサポートしています。

「建築施工事業」ではパッケージ化した商品を活用し、一般消費者向けに住宅の建築・施工等を行っており、開発したノウハウは、コンサルティング事業において、商品開発や会員企業への支援に活かしています。

なお、コンサルティング事業、建築施工事業に含まれない事業としては、宿泊施設に関する運営及び管理業務、不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営等があります。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界においては、2019年から続く消費増税の反動減の影響及びコロナ禍における外出自粛や消費者マインドの低下により、新設住宅着工戸数は前年比でマイナスとなりました。1回目の緊急事態宣言後には、経済活動の再開とともに新設住宅着工戸数にも回復の兆しが見えましたが、2021年1月の再度の緊急事態宣言の発令により、消費マインドの低下が懸念され、依然として先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の下、当社グループは、2020年6月15日に発表した「2021年4月期 - 2023年4月期 中期経営計画」（以下「本中期経営計画」といいます。）に基づき、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業（合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したもの。）の更なる強化と伸長、新たなコアビジネスの確立といった2つの成長戦略、また、安定した収益基盤の構築という安定化戦略に基づいて事業活動を行ってまいりました。

コロナ禍の状況においても、消費者ニーズの変化を捉えた「新しい生活様式」に対応する建築家プランの提案及び会員企業等とオンライン面談を積極的に進めた結果、2020年6月以降は受注実績については、ほぼ前年の水準まで回復しています。もっとも、当社は、上記「第1 募集要項」「4 新規発行による手取金の使途」「(2) 手取金の使途」のとおり、「R+house」のエンドユーザーの認知度は未だ十分であるとはいえ、認知度の向上に向けて更なるブランド広告活動が必要となると考えております。かかる広告活動に際しては、従前実施してきたTV・CM等を通じた一部地域での広告活動に加えて、メディア運営、インターネット等のエンドユーザーとの新たなチャネルの創出に向けた投資を行う必要があると考えておりました。

また、安定した収益基盤の構築に向けた取組みとしては、導入サービスの成果報酬である「ロイヤルティ等」を主な収益とするため、会員企業（顧客）の受注促進を通じた収益拡大に向けて注力する必要があると考えております。そのために、「R+house」のマーケティング活動を強化するほか、会員企業のエンドユーザーへの提案力向上のための新規サービスの開発・提供を強化していく必要があると考えております。具体的には、近年の特定地域での大規模自然災害、コロナ禍以降においては、地方での住まいのニーズやテレワークのニーズが生じる等、住宅・不動産業界において求められる商品・サービスなどのニーズが多様化しており、そのような多様かつ新たな住宅ニーズ（リモートワーキングスペース、地方での戸建てニーズ等）を的確に把握するツールや、エンドユーザーへの高付加価値の商品・サービスの提供を実現するツールなど、従来よりもエンドユーザーとのチャネルツールの開発を迅速に行い、拡充していく必要性が高まってきております。

さらに、当社からの会員企業へのコンサルティング・業務支援における業務負担の軽減や、建築・購入を検討するエンドユーザーへの相談サービス「ans（住まいづくりの相談窓口）」のリモート相談のインフラ構築・充実などにおいても、メディア・コミュニケーションの開発・利用のノウハウの確保の必要性が高まってきております。

当社グループにおいては、2020年10月頃から、上記のとおり、コロナ禍の下、安定的な収益構造の構築と持続的な成長のために、本中期経営計画の着実な遂行を行うためには、エンドユーザー向けのオンライン領域のメディアツール、その開発・活用を自ら行うにとどまらず、そのようなノウハウを豊富に有する企業とのアライアンスにより事業シナジーを獲得する可能性についても模索し始めておりました。

他方で、当社グループにおいては、当社が、2020年7月28日に公表した「当社における不適切な会計処理に係る特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び2020年9月30日に公表した「第16期有価証券報告書の提出、並びに過年度の有価証券報告書等、決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、過去の売上高や売上原価その他の費用等の計上処理に関連して、本不適切会計が行われていたことが、2020年7月下旬頃に判明し、その後、同年9月29日に新規上場前からの不適切会計に関する第三者委員会の中間調査報告書を開示し、また、同年9月30日には過年度の決算短信等の訂正を開示するとともに、監査報告書の意見不表明等について開示しました。本不適切会計を受け、2020年9月30日、東京証券取引所において、当社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書における宣誓事項について重大な違反を行ったおそれがあると判断され、当社株式は、監理銘柄（審査中）に指定され、その後、2020年11月27日付で、東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されました（注1）。

（注1）特設注意市場銘柄の指定期間は、2020年11月27日から原則1年間となっております。期間内に東京証券取引所に内部管理体制確認書を提出する必要があるため、提出を受け、東京証券取引所において、内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には、指定が解除となります。一方、内部管理体制等に問題があると認められる場合、原則として上場廃止となります。

但し、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となる可能性があります。

当社は、上記の状況を解消すべく、2020年9月11日に当社の役職員を委員とする自主再生委員会を発足させ、執行レベルで具体的な再発防止策及びその実施体制の検討を進め、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革として、2020年9月30日に経営体制を刷新し、その後、自主再生委員会は、同年10月17日にその検討結果を第三者委員会及び当社取締役会に提言し、同年10月30日に当社としての再発防止策を策定しております。さらに社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るため、2020年12月23日開催の臨時株主総会を経て新経営体制に移行いたしました。また、新経営体制の下、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革、業務処理統制の強化及び管理体制の増強、上場会社としての役職員の意識改革を含む再発防止の実行を主導するに努めるべく、2020年11月2日にリスタート委員会（注2）を社内組織として設置しております。また、当社が2020年12月22日に公表した「旧経営陣の持株比率の低下に向けた方針に関するお知らせ」のとおり、当社は、本不適切会計に関する再発防止策の一環として、旧経営陣の法的責任の明確化のための対応を検討する一方、旧経営陣の株主としての当社への影響力を解消するため、旧経営陣の持株比率を低下させることを試み、旧経営陣のうち当社の前々代表取締役であった瀧村聖一氏（以下「瀧村氏」といいます。）、瀧村氏が支配する資産管理会社であるHAMAMURA HD（以下、瀧村氏と合わせて「瀧村氏ら」といいます。）、及び2020年10月31日現在において当社の第2位株主であって当社の共同創業者であり2020年9月30日まで当社の取締役であった柿内和徳氏（以下「柿内氏」といいます。）との間で、それぞれ誓約書を締結し、同氏らが所有する当社株式を早期に処分するよう努める旨の合意をしております。

（注2）リスタート委員会の設立の経緯としては、再発防止策の確実な実行が策定後の重要なテーマとなる中で、自主再生委員会に、再発防止策の実行面に直接関わる実務者を加える形で体制強化を図っております。具体的には、内部統制の見直しを行う業務統制課・財務経理課・経営企画課、規程の整備や全社的な意識改革を行う総務部の中核メンバーがリスタート委員会に加わり、構成しております。発足以降、リスタート委員会は、現在まで、職務権限の見直し、業務フローの見直しと関連規程の変更、コンプライアンスの浸透のための基本方針の策定、役職員向けの研修計画と実施などに取り組んできております。

（注3）当社は、本日現在、本不適切会計に関する再発防止策の一環として、旧経営陣の法的責任の明確化のための対応として、旧経営陣に対して法的責任を追及するための訴えの提起を検討しております。

しかしながら、当社が2021年2月1日に公表した「第三者委員会設置に関するお知らせ」及び同月4日に公表した「（開示事項の経過）第三者委員会設置に関するお知らせ」のとおり、その後、当社の前代表取締役であった川瀬太志氏（以下「川瀬氏」といいます。）が2020年10月1日付で所定の手続を経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明しました。当社は、本不適切会計を踏まえて経営陣が交代した直後において、新たに代表取締役に就任した前代表取締役であった川瀬氏が関与して上記のような事態が生じたことを極めて深刻に受け止め、当社から独立した中立・公正な外部専門家のみで構成される第三者委員会により、類似事象の有無を含む徹底した事実調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言をいただくことが必要であると判断し、2021年2月1日開催の当社取締役会において第三者委員会の設置を決議いたしました。当社が2021年3月12日に公表した「第三者委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」のとおり、当社取締役会は、第三者委員会より調査報告書を受領したことを受け、2020年10月26日に受領した第三者委員会からの調査報告書に示された内容を踏まえた再発防止策に統合の上で、以下を含む改善計画を策定する予定です。

・「経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革」に関する再発防止策

経営陣の刷新

- ・監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員を明確に分離します。
- ・独立社外取締役の比率が3分の1以上となる経営体制とします。

取締役会の改革

- ・社内外の取締役間また、独立社外取締役と独立社外監査役との連携強化を図ります。
- ・任意の諮問委員会を設置します。

監査役会の改革

- ・監査役会と内部監査部門の連携強化を図る他、新規に監査に精通した専門家を選任します。

意思決定フローの明確化

- ・取締役、執行役員の権限と責任の明確化を図ります。
- ・中長期的企業価値向上をベースとした中期経営計画の策定
- ・事業を通じた社会貢献と中長期的な企業価値向上を意識した経営計画の策定・推進を行います。

・「業務処理統制の強化および管理体制の増強」に関する再発防止策

業務フローの再構築・改善

- ・職務権限の見直しと各種稟議フローの改善を進めてまいります。
- ・業務管理部門の新設
- ・財務報告に係る内部統制の構築・運用に関する第1のディフェンスライン部門を新設します。

財務管理部門の新設

- ・財務に精通した経営管理トップが管理する組織体制を構築してまいります。

- ・研修受講によるメンバースキルアップおよび専門性の高い人材の新規採用を行います。
内部監査の強化
- ・内部監査室を部に昇格、増員する他、監査法人との定期的な情報共有を図ってまいります。
内部通報制度の周知
- ・内部通報制度の十分な活用のため、役職員に制度の理解、周知・徹底を図ってまいります。
- ・「上場会社としての当社役職員の意識改革」に関する再発防止策
- ・「コンプライアンス基本方針」の策定を進めてまいります。
- ・コンプライアンスや内部統制の研修、e - ラーニング等の教育を継続実施してまいります。

このような、再発防止策のうち、経営ガバナンス強化に向けた抜本的改革を実現するにあたり、旧経営陣の影響力の排除は極めて重要な課題であると認識しております。そのため、当社は、2020年11月上旬から、旧経営陣が所有する当社株式の引受先として、当社の金融機関、取引先など複数の関係先を通じ、幅広くその所有する当社株式の引受先の候補選定を開始しました。

当社は、上記のような経営課題及びガバナンス上の課題を有する状況下において、当社の経営課題の解決に資する事業パートナー及び旧経営陣が所有する当社株式の引受先を検討しておりましたところ、2020年12月17日、くふうカンパニーより、旧経営陣が所有する当社株式を引き受けることを検討するとともに、資本業務提携の可能性について模索したいとの提案を受領しました。

c. くふうカンパニーによる当社及び応募予定株主との協議・交渉

くふうカンパニーは、2018年10月の設立以降より多くのユーザーニーズに応える価値提供を行うためには、くふうカンパニーグループが展開する不動産関連事業において、サービス提供可能エリアを全国へ拡大すること、並びにサービスで取り扱う物件の種類を中古住宅マンションから戸建住宅を含む多種多様な物件へ広げていくことが必要であると考えているとのことです。また、住まいの検討段階における情報収集から住まいの購入段階まで、より付加価値の高いサービスを一気通貫に提供していくには、新しいサービスの開発も推進していくことが必要であると考えているとのことです。くふうカンパニーは、くふうカンパニーの目指すサービスの付加価値をより高めていくために、当社のような全国の工務店にネットワークを持つサービス提供事業者との連携を、当社と面談する以前より模索しており、公開情報を中心に当社の事業についても認識していたとのことです。くふうカンパニーは、当社が2020年12月15日に公表した「代表取締役の異動に関するお知らせ」及び2020年12月16日に公表した「新経営体制に関するお知らせ」を受け、くふうカンパニーの新たな事業パートナー候補として新体制となった当社との連携の可能性を検討するため、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所を通して、当社へ面談の申し入れを行ったとのことです。その後、くふうカンパニーは、当社が2020年12月22日に公表した「旧経営陣の持株比率の低下に向けた方針に関するお知らせ」を通じて当社が過去の不適切な会計処理に関する再発防止の一環として旧経営陣の影響力の解消のため、旧経営陣が保有する株式について市場外相対取引を前提に複数の事業会社と協議を進める方針であることを知ったとのことであり、2020年12月25日に当社と初めて面談を行った際に、当社の事業について理解を深めるとともに、2021年1月13日に再度当社と面談を行った際に、当社におけるガバナンスの強化及びくふうカンパニーとの事業上のシナジーによる企業価値向上を目指した資本業務提携により、当社の注文住宅販売に係るノウハウや、全国の約1,400社に及ぶ会員企業とのネットワークを活用することによるくふうカンパニーグループのユーザーに向けたサービスの多様化が期待できると考えに至ったとのことです。その後、2021年1月中旬から同年4月上旬にかけて当社とくふうカンパニーとの間で複数回に亘って協議を行い、くふうカンパニーは、柔軟かつ戦略的な施策を迅速に実施していく業務提携を実現すること及び、当社の上場維持を前提とし、自主的な再建を尊重しつつ、特設注意市場銘柄の指定の解除に至るためには、当社の内部管理体制に係る課題の改善が急務であると認識したとのことであり、旧経営陣の影響力を早期に排することが必要不可欠であるところ、後述のとおり、柿内氏が株主として存続する可能性もあることから、その場合にも備えてガバナンスの強化を図る必要があると判断し、持分法適用会社化ではなく、当社の議決権の過半数を取得して当社をくふうカンパニーの連結子会社とすることで、ガバナンス及び経営の安定性を確保すべきと判断し、当社の議決権の過半数を取得して当社をくふうカンパニーの連結子会社とすることにより、厳しい競争環境にある住宅・不動産市場動向やユーザーニーズの変化に対して適時適切に対処していくための迅速な意思決定が実現できるのではないかと考えたとのことであり、2021年3月上旬、正式に旧経営陣の所有する当社株式を可能な限り公開買付けで取得し、第三者割当増資で当社の議決権の過半数取得を前提とした資本業務提携の可能性を打診し、当社においても2021年3月上旬にくふうカンパニーの提案を受諾することで考えが一致いたしました。

当社は内部管理体制の改善を急務としており、12月22日に公表した「旧経営陣の持株比率の低下に向けた方針に関するお知らせ」のとおり、当社は、不適切会計に関する再発防止策の一環として、旧経営陣の経営責任及び法的責任を検討する一方、旧経営陣の株主としての当社への影響力を解消するため、旧経営陣の持株比率を低下させることを試み、旧経営陣のうち当社の前々代表取締役であった濱村氏及び2020年9月30日まで当社の取締役であった柿内氏との間で、それぞれ誓約書を締結し、同氏が所有する当社株式を早期に処分するよう努める旨の合意をしており、当社としては、市場外相対取引による処分が可能となるよう複数の事業会社と協議を進め、早期に濱村氏及び柿内氏の持株比率の低下が実現できるよう努めていく方針でした。かかる方針から、当社は、くふうカンパニーに対し、まずは当社の主要株主兼筆頭株主であり、前々代表取締役であり、当社が本取引を進めることに対し

て協力的であった濱村氏らの所有する当社株式につき可能な限り取得することを最優先事項として提示しました。また、当社には、共同創業者の一人である濱村氏が本公開買付けに応じた場合、他の旧経営陣への説明も容易になるとの考えがありました。これを受け、くふうカンパニーは、2021年3月中旬より、当社とは別に、濱村氏らとの間で複数回の協議を行ったとのことであり、当社との資本業務提携に関する基本方針を説明するとともに、くふうカンパニーが当社株式を過半数取得することの是非及び濱村氏らの所有する当社株式の譲渡等について交渉を行ったとのことです。2021年3月下旬、くふうカンパニーは、本第三者割当増資における引受価格と同一価格にて本公開買付けを実施する予定であることを濱村氏に説明したとのことです。濱村氏らは、2021年4月上旬、当社が前向きに交渉を進めているくふうカンパニーが実施予定の本公開買付けに応募することで当社に協力したいとの意思を表明されたとのことです。くふうカンパニーは、2021年4月上旬、本公開買付価格について濱村氏らに打診し、本公開買付価格については、本第三者割当増資における引受価格と同一で市場株価からの一定のディスカウントを行った価格とし、公開買付応募契約に合意する旨の意思を確認したとのことです。次に、濱村氏との当該交渉を踏まえ、2021年4月上旬より、くふうカンパニーは順次、当社を通じて、旧経営陣のうち第三者委員会におけるヒアリングにも協力的であり、当社の再建を後押しする姿勢を示していた川瀬氏及び大津和行氏（以下「大津氏」といいます。）に対し、本公開買付けに関する説明の機会を得て、その内容を説明し、川瀬氏及び大津氏から公開買付応募契約に合意する旨の回答を得たとのことです。

他方、当社は、柿内氏が、当社役員を退任した後、当社従業員の複数と接触していることが確認されたため、柿内氏に本公開買付けを事前に共有した場合に、当社従業員に対してインサイダー情報が流出するおそれがあり、また、柿内氏が結果として当社が上場廃止となることも厭わず、当社株式を早期に処分するよう努めるという誓約書での合意に反する可能性があると考え、柿内氏に対しては本公開買付け開始後に、誓約書の履行として、応募の打診をすることにいたしました。また、西野敦雄氏（以下「西野氏」といいます。）については、柿内氏と前職において同期という関係にあり、西野氏に本公開買付けを打診した場合、柿内氏に本公開買付けの事実が伝わることを当社が懸念したため、西野氏に対しても本公開買付け開始後に、応募の打診をすることにいたしました。本取引成立後は、柿内氏とは何ら関連がなく柿内氏の影響を受けなくくふうカンパニーが当社の議決権過半数を得ることとなり、柿内氏の当社に対する影響力は低下することとなるため、柿内氏及び2020年9月退任時までの取締役であった西野氏については、2021年4月14日に、本公開買付けに応じるよう当社より打診を行う予定ですが、本公開買付けに応じるか否かは未定です。これと並行して、当社とくふうカンパニーとの間で、緊密に経営戦略・事業戦略についての協議を行い、以下の事業シナジー及びメリットが見込むことができるとの考えに至り、くふうカンパニーは、2021年4月14日、本取引により、くふうカンパニーが最終的に当社の議決権の過半数を取得して当社をくふうカンパニーの連結子会社とすることで、当社グループ間におけるガバナンスの再構築及び強化、財務基盤の強化及び新規事業開発を実現できるものと判断したとのことです。

（ ）くふうカンパニー及び当社の共同によるエンドユーザーに向けた認知及び価値提供の拡大

当社は「個人が住宅不動産を納得し安心して取得（購入）、居住（運用）、住替（売却）できる環境をつくること」を理念に掲げ、住宅・不動産のプラットフォームを提供する会社として、全国の住宅・不動産・建設会社の支援を通じてその理念の実現を目指しております。したがって、当社が直接的に価値を提供する先は、主に地域の工務店をはじめとする事業会社ですが、主力の「R+house」事業等のブランディング活動を行うことで、会員企業の受注の後押しを図ることも必要であると考えております。くふうカンパニーが保有するメディア運営のノウハウを活用することで、多額な広告宣伝費を要することなく、住まいを検討するユーザーとの接点を創出し、当社が展開する「R+house」事業等の住宅モデルシリーズに関するエンドユーザーの認知拡大が期待されます。また、くふうカンパニーが保有するインターネットサービスのノウハウを活用することで、エンドユーザーに対して直接提供する新たなサービスも含めた事業展開が可能になることが期待されます。くふうカンパニーグループにおいても、当社の企業会員ネットワークを活用することで、新たに全国エリアで戸建住宅という住まいの選択肢の提供が可能となることで、より広範なユーザーニーズに応えていくことが実現できるものと考えているとのことです。

（ ）住まいのワンストップサービスの提供によるユーザー満足度の向上

くふうカンパニーは、ユーザーの様々なライフイベントにおいて、「メディア+サービス」のビジネスモデルを展開することで、ユーザーの検討段階における情報収集からサービスの利用段階まで、一気通貫にサポートできるサービスづくりを推進しているとのことです。当社及びくふうカンパニーが、連携することで、全国で戸建住宅を検討したいユーザーに対して、メディアを通じた情報収集のサポートと併せて、当社が展開する「R+house」事業の住宅モデルシリーズを住まいの選択肢として提案していくことが可能となり、住宅の検討から購入までをスムーズに支援することが可能になるものと考えています。また、住宅購入後においては、快適なくらしを維持していくためのメンテナンスに加え、売却可能性も踏まえた資産価値の向上をサポートしていくことも、住宅購入者にとって重要な要素であり、この点においては、くふうカンパニーグループが保有するインターネットサービスのノウハウを活用することで、ユーザーとの継続的な接点の創出や、オンライン査定サービス等の各種サービスを効果的に提供していくこと、あるいは、「ユーザーファースト」視点のサービ

ス開発力を活用した新しいサービスを当社と共同で開発・提供していくことを通じて、購入前から購入後も含めた住まいに関するワンストップサービスを提供していくことによるユーザー満足度の向上が期待されます。

() 地域に根差したライフイベント事業の開発

くふうカンパニーグループは、ライフイベントに関するテーマを中心に、社会変化に対応する多様なメディアの開発と、くらしを豊かにするサービスの提供に注力すると共に、これらの価値創出を実現するためのテクノロジー・デザイン機能を保有しているとのことですが、ライフイベントに関するサービスにおいては、地域に根差したサービスの提供が不可欠であると認識しているとのことです。当社グループが全国各地で構築してきた会員企業とのネットワークを活用することで、くふうカンパニーグループの不動産関連事業並びにその他の事業領域において、ユーザーの生活圏に応じた最適な情報とサービスを提供していくことが可能になるものと考えているとのことです。

() 当社会員企業向けの業務支援ツールの開発と収益基盤の拡大

ユーザーにとって付加価値の高いサービスを提供していくためには、ユーザーのニーズを的確に捉え、それらを提供サービスに反映していくことが肝要であります。くふうカンパニーグループでは、各事業領域において、事業会社に対して接客支援ツール等をはじめとするユーザーとのコミュニケーションツールを提供することで、事業会社とユーザー間の有益な関係構築をサポートしているとのことです。これらのツールを当社グループの会員企業に対して開発・展開していくことで、会員企業がより一層ユーザーに寄り添いながら付加価値の高いサービスを提供していくことや、ユーザーとのコミュニケーションにおける会員企業の業務負担を軽減していくことを可能にするるとともに、当社グループ及びくふうカンパニーグループの収益基盤の拡大が期待されます。

() グループ経営体制による内部管理体制の強化と効率的な経営の実現

くふうカンパニーグループは、2018年10月の設立以来、くふうカンパニーグループ全体が安定したサービス提供を維持するとともに継続的に成長していくためには、内部統制の整備、強化に継続して取り組んでいくことが必須であると考え、グループ全体のガバナンス機能を統括する立場として、グループ組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、コンプライアンス体制の強化を含め、統制環境の整備、強化、見直しを継続して行っているとのことです。また、子会社に対して、経営管理業務、経理業務、法務業務、人事採用業務、情報システム業務、内部監査業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築しているとのことです。当社グループをくふうカンパニーグループに迎え、当社グループも含めたグループ経営体制を実行することで、当社グループのガバナンス体制や効率的な経営管理体制の強化を早期に実現していくことが可能になるものと見込まれます。また、当社グループが強固なガバナンス体制と効率的な経営体制の下に、売上・収益を持続的に拡大していくことを通じて、企業価値の向上に資することが見込まれます。

また、当社及びくふうカンパニーは、2021年4月14日付で、上記の事業シナジーを実現すべく、大要以下の内容の資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することとしました。

() 業務提携の内容

当社及びくふうカンパニーが本資本業務提携契約に基づき実施する業務提携の内容は次のとおりとする。

当社及びくふうカンパニーの共同によるエンドユーザーに向けた認知及び価値提供の拡大

住まいのワンストップサービスの提供によるユーザー満足度の向上

地域に根差したライフイベント事業の開発

当社の会員企業向けの業務支援ツールの開発と収益基盤の拡大

グループ経営体制による内部管理体制の強化と効率的な経営の実現

() 本公開買付けに係る取締役会決議に関する事項

当社は、本公開買付けに賛同する旨（但し、当社の株主が応募するか否かについては中立とする。）（以下「本賛同意見表明」といいます。）の取締役会決議を行う。但し、公開買付け実務において十分な経験のある弁護士又は法律専門家からの助言を受けた上で、本賛同意見表明を維持することが当社の取締役としての忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する可能性があるとして当社の取締役会が合理的に判断する場合に限り、当社は当該賛同決議を撤回又は変更することができる。

() 本第三者割当増資に関する事項

当社は、2021年4月14日開催の当社取締役会において、大要下記の要領により、くふうカンパニーを割当予定先として、本第三者割当増資を実施することにつき承認決議を行う。

募集株式の種類及び数	普通株式13,751,600株
------------	-----------------

払込金額の総額	金1,897,720,800円（当社株式1株につき金138円）
払込期間	2021年5月25日（火曜日）から同年6月30日（水曜日）まで
前提条件	<p>本有価証券届出書の効力の発生及び本資本業務提携契約に定める前提条件（ ）が満たされることを条件として、当社は、くふうカンパニーに対してその株式を割り当て、くふうカンパニーはこれを引き受ける。</p> <p>くふうカンパニーによる当該株式に係る払込みの前提条件：</p> <p>（ ）当社株式の上場維持が困難となる事実の不発生等、（ ）重要な点において本資本業務提携契約上の義務が履行されていること、（ ）本公開買付けの成立、（ ）当社の取締役会による本賛同意見表明の維持、（ ）当社において法令等で必要とされる全ての手続の履践、（ ）本取引を制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関等の判断の不存在</p>

() 事前承諾事項

当社は、以下の各号に記載する事項（以下「本事前承諾事項」と総称する。）につき自ら又は当社の子会社である株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル、株式会社ウェルハウジング及び株式会社LHアーキテクチャ（以下「当社重要子会社」と総称する。）における実施を決定又は承認する場合（但し、当社重要子会社における決定又は承認については、第(a)号、第(d)号、第(e)号、第(h)号及び第(i)号に限る。）は、事前にその詳細をくふうカンパニーに対して書面により報告し、くふうカンパニーの書面による事前の承諾を取得しなければならない。但し、くふうカンパニーは、当該承諾を合理的な理由なく、遅滞、拒絶又は留保してはならない。

- (a) 株式、新株予約権の発行、処分又は割当て（但し、次項に規定する当社グループの役員又は従業員に対する株式報酬としての株式等の発行又は処分を除く。）
- (b) 自己株式の買受
- (c) 代表取締役の選定又は解職
- (d) 事業の全部又は重要な一部の中止又は変更
- (e) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け
- (f) 事業計画の決定又は重要な部分の変更
- (g) 剰余金の配当
- (h) くふうカンパニーとの業務提携と矛盾又は競合する第三者との業務提携契約の締結又は変更
- (i) 解散、清算、又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て

また、当社は、くふうカンパニーを、増資後開催される当社の株主総会に係る基準日（2021年4月30日又はそれ以外に指定される増資に係る株式の払い込み完了前に設定される基準日）後に株式を取得した株主として、増資により取得した株式につき、該当する当社の株主総会における議決権を付与する。

くふうカンパニーは、本取引完了日以降3年間、当社の事前の書面による承諾なく（但し、当社はかかる承諾を不合理に遅延、留保又は拒絶しない。）、(i)くふうカンパニー及びくふうカンパニーグループによる当社の株式の所有割合の合計が、本取引完了時点における当該所有割合から5%以上変動することとなる行為（当社の株式の取得（組織再編行為による承継を含む。）又は売却その他の処分を含むが、これらに限られない。）又は、(ii)当社グループを対象とする合併を行わず、かつ、くふうカンパニーの関係会社をして行わせない。

() 取締役及びアドバイザー派遣に関する合意事項

くふうカンパニーが、当社の取締役を指名又は派遣する場合、当該候補者について事前に当社と誠実に協議の上、当該取締役を指名又は派遣する。

くふうカンパニーは、当社からの合理的な要請に応じて、本取引の完了後、事業計画並びに、ガバナンス及び内部統制に関するアドバイザーとして、くふうカンパニーの役職員2名以内を当社に派遣する。

() 本資本業務提携契約の終了に関する事項

くふうカンパニー又は当社は、(i)相手方の表明保証が重要な点において真実又は正確でなかった場合、(ii)相手方が本資本業務提携契約上の義務につき違反があり、相手方に対して10営業日の猶予期間を付与してその是正を求めたものの、当該猶予期間内に相手方が違反を是正できなかった場合、(iii)相手方につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立てがなされた場合と等の一定の事由が生じた場合、本資本業務提携契約を解除することができ、また、本公開買付けが成立しなかった場合には、本資本業務提携契約は終了する。

以上のように、本取引成立後、くふうカンパニーが当社株式を増資後完全希薄化ベース株券等所有割合50.10%に至るまで取得し、当社の議決権の過半数を取得することで、当社とくふうカンパニーとの間で安定的かつ強固な関係を構築し、旧経営陣の影響力を排除することが、当社の財務基盤の強化及びガバナンスの強化を可能にするるとともに、当社の収益力の強化ひいては当社の企業価値向上に資するとの判断に至り、くふうカンパニーを割当予定先に選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

13,751,600株

(5) 株券等の保有方針

本資本業務提携契約において、くふうカンパニーは、当社株式を5%以上売却する場合には当社の事前の書面による承諾を得なければならない旨合意しているため、当社は、くふうカンパニーが、本第三者割当増資により取得する株式を長期保有する方針である意向を、確認しております。

なお、当社は、くふうカンパニーより、本第三者割当増資の払込みから2年以内に当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当増資の払込みに要する財産の存在については、穂田誉輝氏のくふうカンパニーに対する2021年4月12日付融資証明書を確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本第三者割当増資の払込みに確実性があると判断しております。

(7) 割当予定先の実態

くふうカンパニーは、東京証券取引所市場マザーズに上場していることから、当社は、くふうカンパニーが東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：2020年12月23日）に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。(ア)反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。(イ)経営管理部門は、反社会的勢力対応統括部門として、情報の一元管理、蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。(ウ)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認したことにより、くふうカンパニー並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

(8) 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資が行われた場合、最大で割当予定先であるくふうカンパニーが有する議決権の数が当社の総株主の議決権の数の52.57%を占めることとなるため、同社は会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	株式会社くふうカンパニー 東京都港区三田一丁目4番28号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	194,976個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	137,516個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	370,910個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	下記「6 大規模な第三者割当の必要性」「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。

(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解	下記「6 大規模な第三者割当の必要性」「(2)大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程」をご参照ください。

2【株券等の譲渡制限】

本資本業務提携契約において、くふうカンパニーは、本取引完了日以降3年間、当社の事前の書面による承諾なく(但し、当社はかかる承諾を不合理に遅延、留保又は拒絶しない。)、くふうカンパニー及びくふうカンパニーグループによる当社の株式の所有割合の合計が、本取引完了時点における当該所有割合から5%以上変動することとなる売却を行わないこととされております。

3【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資における払込金額(以下「本払込金額」といいます。)につきましては、くふうカンパニーと協議の上、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付予定価格と同じ価額である金138円といたしました。本公開買付けの公表日の前営業日である2021年4月13日の当社株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値153円に対して9.80%(小数点以下第三位を四捨五入しております。本段落において以下同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値154円(小数点以下を四捨五入しております。本段落において以下同じです。)に対して10.39%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値153円に対して9.80%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値159円に対して13.21%のディスカウントをそれぞれ加えた価格となります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付)では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、当社は、本払込金額は当該指針に準拠するものであるため、会社法第199条第3項に規定されている「特に有利な金額」に該当しないものと判断しております。

また、本日開催の当社取締役会での本第三者割当増資に係る審議に参加した監査役3名(うち社外監査役3名)全員が、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付)に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績、当社が特設注意市場銘柄に指定されていること等を勘案し、適法かつ妥当であり、「特に有利な発行価額」には該当しない旨の意見を表明しております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

割当予定先は、本公開買付けが完了した後、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、割当予定先の当社に対する増資後完全希薄化ベース株券等所有割合を50.10%以上とするために必要な最小の数について払込みを行う予定です。本第三者割当増資による発行株式数は、最大で13,751,600株であり、2021年1月31日現在の当社の発行済株式総数(23,343,900株)に対する割合は58.91%(小数点以下第三位を切り捨てています。以下、本b.において同じ。)であり、同日現在の総議決権数(233,394個)に対する割合は58.92%となります。よって、既存株主の株式について、最大で、58.91%の発行済株式総数に対する所有割合の希薄化、58.92%の議決権所有割合の希薄化が生じることになります。なお、前記「第1 募集要項」「1 新規発行株式」に記載のとおり、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合、くふうカンパニーは、本第三者割当増資の払込みを行わないため、本第三者割当増資による発行済株式総数に対する所有割合及び議決権所有割合の希薄化は生じません。

しかしながら、当社は、前記「1 割当予定先の状況」の「(3)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資による資金調達、当社グループの企業価値向上に資する各施策の実現を可能とするものであり、また、本第三者割当増資を通じてくふうカンパニーの連結子会社となることは、当社グループの収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるものであるとともに、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものです。よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を通じて当社がくふうカンパニーの連結子会社となることによって、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、当社がくふうカンパニーの連結子会社となることによる当社の企業価値向上が見込まれることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

当社が本第三者割当増資により発行する新株式数は最大で13,751,600株であり、同株式に係る議決権の数は137,516個であるため、2021年1月31日現在の当社の発行済株式総数(23,343,900株)に対する比率は58.91%、2021年1月31日現在の議決権総数(233,394個)に対する比率は58.92%となり、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じる可能性があることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。また、本取引を通じて、本第三者割当増資に係る払込み後のくふうカンパニーの当社に対する増資後完全希薄化ベース株券等所有割合は50.10%となることから、くふうカンパニーは当社の親会社である支配株主となる予定です。

さらに、上記「1 割当予定先の状況」の「(8) 特定引受人に関する事項」のとおり、本第三者割当増資により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社くふうカンパニー	東京都港区三田一丁目4番28号			19,497	52.56
柿内 和徳	東京都新宿区	1,451	6.21	1,451	3.91
株式会社安成工務店	山口県下関市綾羅木新町三丁目 7番1号	1,197	5.12	1,197	3.22
東新住建株式会社	愛知県稲沢市高御堂一丁目3番 18号	720	3.08	720	1.94
ハイアス・アンド・カンパニー 株式会社 従業員持株会	東京都品川区上大崎二丁目24番 9号	700	3.00	700	1.88
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UF J銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号)	694	2.97	694	1.87
中山 史章	東京都新宿区	612	2.62	612	1.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 号	445	1.90	445	1.20
福島 宏人	東京都品川区	433	1.85	433	1.16
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	377	1.61	377	1.01
計		6,629	28.36	26,129	70.43

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年1月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

- 2 本公開買付けにおいて、瀧村聖一氏、株式会社HANAMURA HD、川瀬太志氏及び大津和行氏は本公開買付けに応募することが予定されていることから、当該各株主については上表に記載しておりません。
- 3 くふうカンパニーによる本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資に係る払込株式数が変動する可能性があります。 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記の大株主以外の株主が本公開買付けに応募し、かつ、募集株式の全株式について割当予定先による払込みがあったものとして計算しております。
- 4 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- 5 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、上記「1 割当予定先の状況」の「(3) 割当予定先の選定理由」のとおり、本取引は当社の財務基盤の強化及びガバナンスの強化を可能にするとともに、当社の収益力の強化ひいては当社の企業価値向上に資すると判断しております。また、本第三者割当増資により調達した資金は、 全社・グループ間におけるガバナンス体制の再構築及び強化、 財務基盤の強化、 DX強化のためのWeb事業の構築、新規ツールの開発に充当する予定であり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。

したがって、当社は、本第三者割当増資が合理的であると判断しております。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「3 発行条件に関する事項」「b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」のとおり、既存株主の株式について、最大で、58.91%の発行済株式総数に対する所有割合の希薄化、58.92%の議決権割合の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、上記「1 割当予定先の状況」の「(3) 割当予定先の選定理由」のとおり、本第三者割当増資による資金調達は、当社グループの企業価値向上に資する各施策の実現を可能とするものであり、また、本第三者割当増資を含む本取引を通じてくふうカンパニーの子会社となることは、当社グループの収益力を強化し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれるとともに、本第三者割当増資の目的に照らして必要な限度で行われるものであると判断しております。よって、当社は、本第三者割当増資は、それを通じた当社の企業価値及び株主価値の向上を図るために必要な限度で行われるものであり、また、本第三者割当増資を含む本取引を通じてくふうカンパニーの子会社となることによって、中長期的には、上記所有割合及び議決権所有割合の希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。

したがって、本第三者割当増資による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しており、既存株主への影響についても合理的な範囲であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

当社が本第三者割当増資により発行する新株式数は最大で13,751,600株であり、同株式に係る議決権の数は137,516個であるため、2021年1月31日現在の当社の発行済株式総数(23,343,900株)に対する比率は58.91%、2021年1月31日現在の議決権総数(233,394個)に対する比率は58.92%となり、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じる可能性があること、及び、本第三者割当増資に係る払込み後のくふうカンパニーの当社に対する増資後完全希薄化ベース株券等所有割合は50.10%となり、くふうカンパニーは当社の親会社である支配株主となる予定であることから、本第三者割当増資については、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。当社は、本第三者割当増資について、株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日程を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者として当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役である青木英憲氏（弁護士）及び辻高史氏（公認会計士）の2名から、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見を求め、2021年4月14日付で大要以下を内容とする意見書を取得しております。

（意見の概要）

（1）意見

本第三者割当増資には、必要性及び相当性が認められるものとする。

（2）意見の理由

本第三者割当増資の必要性

（ ）本資本業務提携の必要性

当社グループにおいては、昨年から続く新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅不動産業界の先行きが不透明になっていることも踏まえ、安定的な収益構造の構築と持続的な成長のため、当社グループに必要なノウハウを豊富に有する企業とのアライアンスによる事業シナジーの獲得の可能性について模索していたとのことである。

また、当社グループにおいては、本不適切会計が行われていたことが判明し、東京証券取引所により、当社の株式は特設注意市場銘柄に指定されている。当社は上記の状況を解消すべく新経営体制へと移行し、株主である旧経営陣の影響力の解消を図るため旧経営陣との間でその所有株式の早期処分を努める旨の合意を行った。しかし、その後、当社の前代表取締役が所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明したことも受け、当社は、これら一連の事象の再発防止策として、経営ガバナンスの強化に向けた抜本的改革を実現するためには、特に、旧経営陣の影響力の排除が極めて重要な課題であると認識するに至ったとのことである。

このような状況下において、当社の経営課題の解決に資する事業パートナー及び旧経営陣が所有する当社の株式の引受先を検討していたところ、当社は、くふうカンパニーから旧経営陣が所有する当社株式の引き受け及び資本業務提携の可能性について模索したいとの提案を受けるに至り、数度の協議を経て、当社とくふうカンパニーは、当社の連結子会社化及び本資本業務提携の実行により、上記「1 割当予定先の状況」の「(3) 割当予定先の選定理由」に記載の事業シナジー及びメリットが見込むことができ、また、当社グループ間におけるガバナンスの再構築及び強化並びに財務基盤の強化及び新規事業開発を実現できるとの判断に至ったとのことである。

なお、当社とくふうカンパニーは、連結子会社化に向けた具体的な方法として、本第三者割当増資により当社が資金調達を行うことで、当社のガバナンス体制及び財務基盤を強化しつつ、連結子会社化後に取り組むことを予定しているDX強化のためのWeb事業の構築、新規ツールの開発に係る資金需要を満たすことが可能となり得、かかる本第三者割当増資は企業価値の向上につながることから、本公開買付けと同時に本第三者割当増資を実施することが、最適な方法であると考えに至ったとのことである。

当社からの上記の説明や開示資料を総合的に検討した結果、本資本業務提携には、その必要性を認められることができる。

() 本第三者割当増資により調達する資金の使途

当社にとって、経営ガバナンスの強化並びに安定的な収益構造の構築及び持続的な成長を達成し、さらに企業価値を増大させるためには、くふうカンパニーとの業務提携及び本第三者割当増資による資金調達が必要不可欠であり、業務提携に伴って、 本社・グループ間におけるガバナンス体制の再構築及び強化に500百万円、 財務基盤の強化に870百万円並びに DX強化のためのWeb事業の構築、新規ツールの開発に500百万円と、それぞれの資金需要が生じるとのことである。

また、当職らは、当該資金使途の内訳や裏付けとなる資料についても確認及び検討を行い、これらに不合理な点が認められないことを確認した。

() 小括

上記を前提に検討すると、本資本業務提携の一環としての本第三者割当増資の具体的な資金使途及び金額規模並びにそれらに関する当社による説明に不合理な点は見当たらず、また、上記の本資本業務提携の必要性に照らしても、合理性のある内容となっていることから、これらを踏まえると、当該資金は当社の企業価値の向上に寄与するものであることが見込まれるため、資金使途との関係でも、本第三者割当増資の必要性が認められる。

本第三者割当増資の相当性

() 発行価額は有利発行に該当しないこと

本第三者割当増資における株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2021年4月13日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値153円を基準とし、旧経営陣との価格交渉の結果、当社の株式が東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されていること等を考慮して、当該終値から9.80%ディスカウントした金額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）に適合している。

したがって、当該発行価額は相当であり、有利発行には該当しないものと考えられる。

なお、裁判例（東京高判昭和48年7月27日）においても、「新株の発行価額は、その決定時（すなわち、特段の定めのない限り、取締役会において新株の発行事項を決定する決議のなされた日）における、発行会社の株式の市場価格、企業の資産状態及び収益力、株式市況の見通し等を総合した上、さらに株式申込時までの株価変動の危険及び新株発行により生ずる株式の需給関係の状況等をも考慮して決定されるべきものであって、発行価額がこのようにして決定された時、その価額は発行会社の有する企業の客観的価値を反映した公正かつ適正なものといえることができる」とされており、公開買付け及び資本業務提携による株価影響を勘案していないことをもって、直ちに有利発行に該当するということとはできず、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の貴社株式の終値を基準とすることは相当であると考えられる。

() 他の資金調達手段との比較

本第三者割当増資は、くふうカンパニーとの資本業務提携の一環として行われるものであり、本第三者割当増資を実施し一定の額を速やかにかつ確実に調達することにより、直近の資金需要に対処し、経営ガバナンス及び財務基盤を強化することが可能になるとのことである。また、当社がくふうカンパニーの連結子会社となった後に取り組むことを予定しているDX強化のためのWeb事業の構築、新規ツールの開発に係る資金需要を満たすことが可能となり、当社の収益拡大及び企業価値の向上に資すると思われることができるとのことである。そして、くふうカンパニーは、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する意向を有していることを踏まえると、資金調達の方法として、銀行借入れや公募増資の方法によることなく、くふうカンパニーを割当先とした第三者割当増資を第一の選択肢として考えることは合理的である。

以上、当社による第三者割当増資を選択した理由の説明には相当性が認められる。

() 割当予定先の相当性

(ア) 資本業務提携先としての相当性

本資本業務提携により、当社は、くふうカンパニーの連結子会社となることでくふうカンパニーグループが有するインターネットサービスのノウハウ等を活用した事業上のシナジーの創出、信用補完及び資金調達の安定化が可能となり、当社が喫緊の課題とする経営ガバナンスの強化にも資することから、当社の企業価値の向上に繋がると思料される。また、くふうカンパニーは本公開買付け及び本第三者割当増資により取得する当社株式を原則として長期的に保有する方針とのことであり、当該方針は当社のくふうカンパニーとの本資本業務提携における上述の目的達成に資するものである。さらに、当社は、企業としての社会的信用を維持するためにも上場を維持する方針であるところ、本資本業務提携契約のドラフトにおいて、くふうカンパニーは、当社の上場会社としての経営の独立性及び自主性を尊重して本資本業務提携を実施することが定められている。

以上の事情から、くふうカンパニーが本資本業務提携の提携先として相当であると評価できる。

(イ) 反社会的勢力等との関わりがないこと

くふうカンパニーは、東京証券取引所市場マザーズに上場しており、東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書の中で反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを宣言している。また、くふうカンパニーは、本資本業務提携契約のドラフトにおいて、くふうカンパニー及びその役職員が反社会的勢力と一切の関係を有していないことを表明し、保証する旨が定められている。

以上より、当社は、くふうカンパニー及びその役職員並びに主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しているとのことであり、当社の上記判断については相当であると思料する。

() 増資金額の相当性

本資本業務提携による資金需要は、1,870百万円であるところ、本第三者割当増資による最大調達金額は、当該金額と概ね同額である。そうすると、本第三者割当増資による調達金額は、必要性に応じた出資とみることができ、徒らに既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないと思料される。

よって、本第三者割当増資により希薄化率が25%以上となる可能性があるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められる。

() 既存株主への影響

本第三者割当増資により当社既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当増資は、当社の資金調達を含む本資本業務提携の目的達成のために必要な限度で行われるものであること、本第三者割当増資により調達した資金を前述の使途に充当することにより、経営ガバナンスの強化並びに安定的な収益構造の構築及び持続的な成長の達成を図ることが可能となり、中長期的には、上記の希薄化を上回る企業価値及び株式価値の向上につながると考えられる。

よって、本第三者割当増資による希薄化については合理性が認められるものと思料する。

() 小括

以上を考慮するに、本第三者割当増資は、その必要性を実現するために相当な範囲にとどまるものであると評価しうるから、本第三者割当増資には相当性が認められる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
売上高 (千円)	3,189,346	3,968,748	4,660,995	6,099,730	7,913,602
経常利益 (千円)	231,523	292,701	363,082	424,032	174,428
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	153,008	176,115	200,963	234,423	17,245
包括利益 (千円)	153,008	179,943	230,488	235,343	20,307
純資産額 (千円)	912,728	1,155,638	1,031,086	1,347,992	1,291,522
総資産額 (千円)	1,543,561	1,905,261	2,540,285	3,864,681	3,898,817
1株当たり純資産額 (円)	42.57	50.27	45.91	57.68	54.34
1株当たり当期純利益 (円)	9.17	7.91	8.98	10.41	0.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	8.10	7.58	8.43	9.92	0.73
自己資本比率 (%)	59.1	58.9	40.0	34.1	31.9
自己資本利益率 (%)	25.1	17.3	18.8	20.1	1.4
株価収益率 (倍)	19.37	26.86	61.47	29.49	216.32
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	283,828	303,718	117,135	576,865	52,661
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,505	187,659	926,932	626,718	235,977
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	339,013	17,078	331,935	486,329	148,338
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,127,028	1,226,008	748,147	1,184,622	1,044,322
従業員数 (名)	92	100	155	187	227
〔外、平均臨時雇用人員〕	[21]	[25]	[32]	[34]	[51]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第12期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
- 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。
- 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。
- 2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
売上高 (千円)	3,104,276	3,835,958	4,342,904	5,239,815	5,523,127
経常利益 (千円)	226,745	273,942	326,434	413,451	122,716
当期純利益 (千円)	142,718	159,500	223,034	275,586	51,664
資本金 (千円)	339,012	356,112	364,839	432,420	433,327
発行済株式総数 普通株式 (株)	2,382,100	2,482,100	22,583,700	23,318,700	23,340,300
純資産額 (千円)	939,607	1,133,308	1,044,402	1,387,550	1,356,837
総資産額 (千円)	1,549,206	1,811,951	2,419,611	3,544,429	3,416,513
1株当たり純資産額 (円)	43.83	50.73	47.18	60.60	59.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	5.33 (4.00)	3.40 (1.70)	3.80 (1.90)
1株当たり当期純利益 (円)	8.56	7.16	9.97	12.24	2.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	7.56	6.86	9.35	11.66	2.18
自己資本比率 (%)	60.7	62.5	43.2	39.1	39.7
自己資本利益率 (%)	22.3	15.4	20.5	22.7	3.8
株価収益率 (倍)	20.77	29.66	55.39	25.09	72.21
配当性向 (%)	-	-	26.8	27.8	168.3
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	82 [20]	85 [23]	117 [27]	134 [27]	151 [37]
株主総利回り (%) (比較指標：東証マザーズ指数)	- (-)	119.5 (91.1)	312.2 (100.9)	176.2 (83.5)	97.3 (69.9)
最高株価 (円)	2,829	650 1,949	722 2,320	635	398
最低株価 (円)	1,467	321 962	496 512	215	149

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち甲種類株式は、配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、甲種類株式を取得する際の交付普通株式の株式数と取得甲種類株式の株式数との差数を普通株式増加数として算定しており、1株当たり当期純利益については、甲種類株式の期中平均株式数を普通株式の期中平均株式数に含めて算定しております。

4. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。

5. 2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の中間配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

7. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

8. 2016年4月5日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、第12期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
9. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
なお、2016年4月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、第12期の株価は同日以降のものであります。
10. 印は、株式分割(2017年5月1日、1株 3株)による権利落前の株価であります。
11. 印は、株式分割(2018年3月1日、1株 3株)による権利落前の株価であります。

2【沿革】

当社は、資産価値が維持できる高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための住宅不動産取引の実現による資産価値の維持向上を理念に掲げ、日本エル・シー・エーグループから13名が独立し、創業しました。会社創業時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	概要
2005年3月	東京品川区東五反田四丁目にて創業（資本金2,400万円）
2005年5月	戸建賃貸「ユニキューブ」をリリース
2006年5月	エコ断熱工法「デコスドライ」をリリース
2006年8月	本社を東京都港区白金台四丁目に移転
2007年3月	不動産コンサルティングの質を高める「ハイアークラブ」創設
2007年5月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード工法」をリリース
2007年6月	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエと社員向け住宅提供サービスで業務提携
2008年7月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード」事業の事業譲渡を受ける
2008年8月	住宅購入相談の「リライフクラブ」を創設
2009年6月	「HyAS View」創刊号 発刊
2009年7月	戸建賃貸系のクラブを統合し「ウィルスタイルサプライヤーズクラブ」を創設
2009年9月	高性能デザイナーズ注文住宅「R+house」をリリース
2011年6月	工務店業界向け生産性向上支援ツール「ビルドマスター」をリリース
2012年5月	本社を東京都港区白金台四丁目から東京都港区白金台三丁目に移転 不動産流通支援システム「エージェント・マスター・サービス」をリリース
2013年1月	株式会社 a n s を設立（現 連結子会社）
2013年6月	当社のシンクタンク機能として「ハイアス総研」プロジェクトを発足
2014年4月	断熱改修リフォーム「ハウス・イン・ハウス」をリリース
2014年6月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会を設立（現 連結子会社）
2014年7月	不動産ショップ「トチスマ」をリリース 住宅会社向け原価管理システム「CMS」をリリース
2014年11月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会（現 連結子会社）より環境配慮型地盤保証「B I O S」をリリース
2015年6月	デザイナーズセレクト住宅「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット（現 ヒロガリエ）」をリリース
2016年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場 住宅総合アフターサービス提供支援「ハイアス家価値サポート」をリリース
2016年9月	株式会社K-コンサルティングを設立（現 連結子会社）
2016年10月	「不動産相続の相談窓口」をリリース
2016年11月	本社を東京都港区白金台三丁目から東京都品川区上大崎二丁目に移転
2017年1月	株式会社アール・プラス・マテリアルの株式を取得（現 連結子会社）
2017年3月	株式会社ウェルハウジングの株式を取得（現 連結子会社）
2017年12月	楽天LIFULL STAY株式会社と民泊向け戸建型宿泊施設の供給において業務提携
2018年1月	工程管理による生産性向上支援「プロジェクト・マネジメント・システム」をリリース
2018年2月	地域密着型の新・建設業を実現する「地方創生まちづくりネットワーク」をリリース R+house事業、アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット（現 ヒロガリエ）事業、ハウス・イン・ハウス事業の技術本部機能を譲受 不動産特定共同事業者として許可
2018年3月	ハイアス・プロパティマネジメント株式会社を設立（現 連結子会社）
2018年4月	戸建住宅向け総合アフターサービス「家価値60年サポート」をリリース
2018年5月	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社設立（現 連結子会社）
2018年8月	株式会社LHアーキテクチャを設立（現 連結子会社）
2018年11月	SUNRISE株式会社を設立（現 連結子会社）
2018年12月	株式会社HCマテリアルの株式を取得（現 連結子会社）
2019年1月	GARDENS GARDEN株式会社を設立（現 連結子会社）
2019年2月	外構・エクステリア・造園市場に新たな価値を創出する「GARDENS GARDEN」をリリース
2019年5月	株式会社家価値サポートを設立（現 連結子会社）
2020年7月	住宅会社の工務部門を全国規模のネットワークで変革する「BECK 工務ビジネスアカデミー」をリリース

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社 a n s、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社ウェルハウジング、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社、ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、株式会社HCマテリアル、GARDENS GARDEN株式会社及び株式会社家価値サポートの合計13社（以下、「当社グループ」）で構成されております。

なお、当社グループは、「コンサルティング事業」「建築施工事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンサルティング事業」は、住関連産業（住宅、不動産、建設業界）に特化した経営コンサルティング事業です。当社グループでは、地域の中小企業を会員組織としてネットワーク化しております。事業提携先と協力し、業界のノウハウを分析、標準化し、ビジネスモデルとしてパッケージ化した商品を、顧客（会員企業）に提供しております。商品には、そのブランドを使って営業・販売するのに必要なシステム、ノウハウ、営業ツールなどが全て含まれております。企業が置かれている状況に応じて、収益構造改善や新規事業展開を含む業態転換の必要性をもつ企業には「ビジネスモデルパッケージ」を、経営（事業）におけるプロセスや機能の効率化が必要な企業には「経営効率化パッケージ」を提供しております。トータルの商品数は20を超え、住宅環境のハードインフラから情報インフラまでをトータルでサポートしております。コンサルティング事業には、当社、株式会社 a n s、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル、GARDENS GARDEN株式会社及び株式会社家価値サポートが含まれます。

「建築施工事業」ではパッケージ化した商品を活用し、一般消費者向けに住宅の建築・施工等を行っております。ここで開発したノウハウは、コンサルティング事業において、商品開発や会員企業への支援に活かしております。建築施工事業には、株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ及びSUNRISE株式会社が含まれます。

コンサルティング事業、建築施工事業に含まれない事業としては、宿泊施設に関する運営及び管理業務、不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営等があります。ここには、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社及びハイアス・キャピタルマネジメント株式会社が含まれます。

当社グループの役割分担は、次のとおりです。

セグメントの名称	事業・サービスの名称	事業・サービスの主な内容	会社名
コンサルティング事業	ビジネスモデルパッケージ	会員企業に対する事業ノウハウ・システム・サービスの提供	当社
	経営効率化パッケージ	経営活動全般における効率化ソリューションの提供	当社
	その他	「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外のソリューション等の提供、WEBでの住宅取得希望者等に対する住宅購入相談、商品開発・シンクタンク機能	当社
		実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅購入相談及び不動産仲介	株式会社 a n s
		地盤に関する調査解析保証	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
		不動産コンサルティング	株式会社K-コンサルティング
		建築資材の開発、製造、調達及び共有	株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル
		外構の設計	GARDENS GARDEN株式会社
		戸建住宅のアフターメンテナンス事業	株式会社家価値サポート
建築施工事業	-	建築工事請負及び施工	株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社
その他	-	宿泊施設に関する運営及び管理	ハイアス・プロパティマネジメント株式会社
		不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社

当社グループのコンサルティング事業の具体的な内容は、次のとおりです。

a. ビジネスモデルパッケージ

「ビジネスモデルパッケージ」とは、工法提供をパッケージ化した「工法事業モデル」、住宅新築や増改築に必要な事業ノウハウを企画・開発・パッケージ化し提供する「住宅事業モデル」、不動産売買に必要なノウハウを企画・開発・パッケージ化した「不動産事業モデル」に分類され、業態転換の必要性をもつ企業を主な対象顧客としております。業態転換が必要な例としては、公共工事への依存率が高く、市場の縮小に伴って厳しい経営環境に直面すると考えられる企業、更なる事業拡大を模索されている企業等が考えられます。

当社グループが提供するものは、事業ノウハウ・システム・サービスであり、実際の営業や施工は当社の顧客である会員企業がこの「ビジネスモデルパッケージ」に基づき行います。

なお、当社が提供している、主な「ビジネスモデルパッケージ」は、以下のとおりです。

モデル名	サービス名	内容
工法事業モデル	ハイスピード工法	砕石のみを使用した地盤改良工法をパッケージ化したもの。通常の地盤改良工事と異なり、有害物質の発生リスクがなく液状化対策としても有効。
	アロースピード工法	杭状地盤補強工法をパッケージ化したもの
	HySTRONG工法	基礎工事の工法をパッケージ化したもの。国内で唯一のプレキャスト基礎と基礎断熱による合理化基礎。
	デコスドライ工法	新聞紙をリサイクルしたセルローズファイバー断熱材を利用した断熱工法をパッケージ化したもの。断熱・調湿・防音機能を備え、壁体内無結露を20年保証。
住宅事業モデル	R+house	合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したもの。
	ヒロガリエ (旧 アーキテクチャル・デザインーズ・マーケット)	建築家がデザインした多数のプランの中から、エンドユーザーがプランを選択する「セレクト住宅」パッケージ。コスト重視の購買層向けの高気密・高断熱住宅。
	ウィルスタイルシリーズ	狭小地に建築が可能な戸建タイプの賃貸住宅をパッケージ化したもの。
	ハウスINハウス	オリジナル断熱パネルの開発により、非破壊・短工期・価格明示を実現した戸建断熱リフォーム事業をパッケージ化したもの。
不動産事業モデル	トチスマ	土地探しと住宅建設会社選びを中立的な立場から支援する不動産売買仲介サービスをパッケージ化したもの。
	不動産相続の相談窓口	地主や富裕顧客に対して、自宅や遊休地、収益資産などの不動産に関する相談ができる窓口としてパッケージ化したもの。
	地方創生まちづくりネットワーク	地方の自立性や官民連携の可能性を探りながら、地域貢献を推進していく新たな建設業界の組織。
	Rakuten STAY HOUSE x WILLSTYLE	楽天LIFULL STAY株式会社と提携しておこなう、戸建型宿泊施設の供給についてパッケージ化したもの。

b. 経営効率化パッケージ

「経営効率化パッケージ」とは、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化といった、経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを必要とする企業を主な対象としたサービスで構成されております。ノウハウを単に提供するだけでなく、情報システムによる具体的なツールにノウハウを組み込み、その活用方法を支援する教育プログラムと合わせたサービスとなっております。

なお、当社が提供している、主な「経営効率化パッケージ」は、以下のとおりです。

ツール名	サービス名	内容
意思決定支援ツール	ハイアークラブ	資産活用相談用ツール等。保有不動産の相続、有効利用、売却または資産の組替え等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
	リライフクラブ	住宅購入相談用ツール等。住宅ローンの組み方、返し方、住宅関連の税金等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
営業支援ツール	エージェント・マスター・サービス（AMS）	各地域における物件・土地情報を網羅的に収集し、提供するシステム。 土地情報を視覚的に確認でき、地域の最新の売物件情報を把握することが可能。
	コスト・マネジメント・システム（CMS）	営業見積の作成から原価管理、キャッシュ・フローの管理まで建設業におけるコスト管理を一元的に行うシステム。
	プロジェクト・マネジメント・システム（PMS）	工程・品質管理の精度向上で現場力を高めるシステム。

c. その他

当社グループでは、「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外にも、広く経営上の問題を解決するための経営支援ソリューションの提供も行っております。また、一般消費者向けに、WEBサイト及び住宅購入相談窓口店舗である「ans」（現在は熊本県で2店舗、静岡県で2店舗、サテライト店1店舗を運営）を通じて、住宅購入に必要な情報を第三者的な立場から提供する等、住宅購入支援を行っているほか、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会において、地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供を行っております。

このほか、一般消費者、業界・事業者の直面する課題を抽出し、双方にとってメリットが享受される解決策の調査・研究を通じてビジネスモデルを確立することを目的としたシンクタンク機能も有しております。

当社グループの特徴は、次のとおりです。

[ビジネスモデルの特徴]

当社グループでは、顧客（会員企業）からの依頼に基づいた「診断・提案・助言・研修」を行うだけでなく、業界に共通する経営課題を解決する具体的なビジネスモデルや経営効率化システムを提供しております。また、サービスを企画・開発・パッケージ化するいわば「プラットフォーム」機能を有することから、ハードインフラから情報インフラまで幅広いバリエーションのサービスを展開できることが特徴となっております。当社グループのサービスは、理念である「住宅取得が個人の資産形成に直結する社会の実現」を目指し、地盤改良・基礎断熱・断熱工事・高性能住宅・断熱リフォーム・戸建賃貸・住宅購入相談・相続相談・アフターメンテナンス等の範囲をカバーしております。

[会員組織等の特徴]

当社グループの顧客（会員企業）は、地域の工務店や不動産会社、建設会社及び一般消費者であります。現在の取引先会員企業数は1,422社（2020年10月31日現在）となっております。当社グループは、日本全国の会員企業と情報交換して常に最新の業界情報を取得し、それを商品開発に活かしております。会員企業の声は新たなサービスのニーズやシーズとなり、さらに新商品のテストマーケティングを兼ねた検証や成功事例の共有を、会員ネットワークを活用して行えることで商品開発力、商品改良力を担保できると考えております。

[収益構造の特徴]

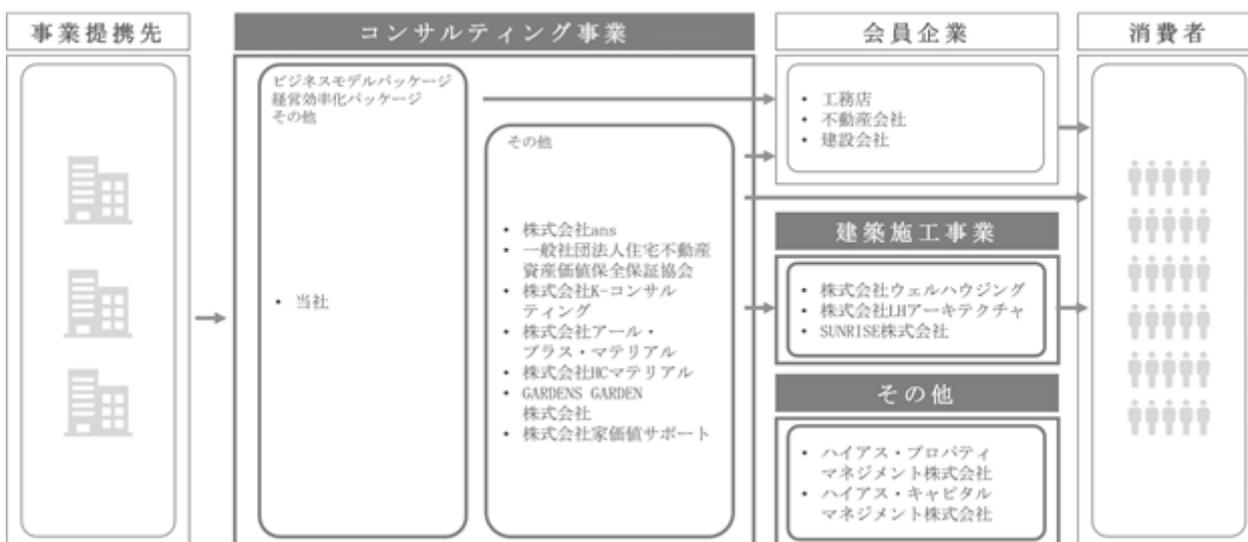
当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます。

従来型のコンサルティング事業におけるコンサルティングフィーに近い性格をもつ「会費」と収益とサービス提供先の業績改善に対する成果報酬フィーに近い性格をもつ「ロイヤルティ等」に加え、サービス導入時に生じる「初期導入フィー」が得られることで、従来のコンサルティング事業に対して、収益項目が充実しているのが特徴となります。

近年では、会員企業の成長、ひいては当社グループの成長につながる「ロイヤルティ等」収益の拡大に注力しております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

< 事業系統図 >



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は(被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 a n s	東京都品川区	20,000	実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅購入相談及び不動産仲介	100.0	役務提供、情報提供 建物、設備等の賃貸 資金援助 役員の兼任あり 出向契約による出向 管理業務受託
一般社団法人住宅不動産 資産価値保全保証協会 (注)1	東京都品川区	-	地盤に関する調査解析保証	-	役務提供 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社K-コンサルティング	千葉県柏市	16,500	不動産コンサルティング	75.0	役務提供、情報提供 資金援助 管理業務受託
株式会社アール・プラス・マテリアル	大阪府大阪市 西成区	6,000	建築資材の開発及び販売	100.0	役務提供 業務受託 資金借入
株式会社ウェルハウジング	茨城県守谷市	20,000	建築工事請負及び施工	75.0	役務提供 資金援助 管理業務受託
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社	東京都品川区	5,000	宿泊施設に関する運営及び管理業務	51.0	-
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社	東京都品川区	10,000	不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営	100.0	役務提供 資金借入
株式会社LHアーキテクチャ	東京都品川区	10,000	建築工事請負及び施工	60.0	資金援助 管理業務受託
SUNRISE株式会社	長野県松本市	20,000	建築工事請負及び施工	75.0	役務提供 資金援助
株式会社HCマテリアル	大阪府大阪市 西成区	5,000	建築資材の企画開発製造及び販売	100.0	資金借入
GARDENS GARDEN株式会社	東京都品川区	10,000	外構の設計	80.0	資金援助
株式会社家価値サポート	東京都品川区	20,000	戸建住宅のアフターメンテナンス事業	72.0	役務提供

(注)1. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	178 (35)
建築施工事業	50 (14)
合計	228 (49)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
143 (28)	35.17	4.52	5,293,044

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	143 (28)
合計	143 (28)

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念

当社では、企業理念として以下を掲げております。

「当社の使命は、個人が住宅不動産を納得し安心して取得（購入）、居住（運用）、住替（売却）できる環境をつくることです。住宅取得が個人の資産形成に直結する社会の実現、それが我々のテーマです。」

個人最大の資産は「住宅」、この事実を深く受け止め、資産価値を守る方法を創造していきます。

我々は「取得・投資した価格水準で売れる家」「適正な利益を得られる家賃で貸せる家」をテーマとする具体的なソリューションを提供してまいります。

将来のリスクをより小さくする、新しい住宅不動産資産の取得方法を創造していきます。

我々は住宅の提供者と購入者の情報格差を埋め、数字をもとに納得して購入の判断ができるようなサービスを提供してまいります。

不可逆となってきた住宅不動産業界のイノベーションを先導する企業を目指します。

我々は住宅不動産という社会的に重要な資産を提供するに足る「生産性の向上」を自らが実現し続けなければならないと考えております。

(2) 経営方針

会員企業の業績向上の支援強化

会員企業の発展を今まで以上に重視し、そのために経営資源をそこへ投入します。当社グループの顧客（会員企業）は、地域の工務店や不動産会社、建設会社です。現在の取引先会員企業数は1,422社（2020年10月31日現在）となっております。当社の収益構造は、初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等があります。会員企業ネットワークの活性化のための新規会員企業の開拓とそれに伴う初期導入フィーの獲得は必要と考えておりますが、当社グループとしての成長を加速するために、会員企業の成長とそれに伴うロイヤルティ等の伸長を重視していく考えです。ロイヤルティ等は会員企業の業績に連動した収益で、会員企業が成長を続ける限り当社も成長し続けることができます。当社グループの基盤である会員企業の発展が、当社の成長、そして当社グループが目指す理念の実現につながると考えております。

商材展開の拡大

個人の資産形成に直結する社会の実現に向けて、その解決策となる商材の開発・投入を引き続き行ってまいります。当社グループの主力サービスは「R+house」で、地域の工務店向けに、合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したものです。理念の実現に向けて、リフォームや不動産領域において、第二の柱となるサービスの開発に取り組んでまいります。

より効率的な営業体制への変革

当社グループの営業手法としては、セミナーの開催、DMの送付、情報誌の発行といったことをまず当社グループが行い、その反響に対して商談活動を行い受注につなげております。今後は商談の発掘から受注までを、より効率的に行える営業体制へ変革します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、財務の健全性を念頭に置きながら、自己資本を効率的に活用しつつ、株主価値の拡大を図ることを主眼に、以下の経営指標の向上を目指しております。

売上総利益

ROE（株主資本利益率）

(4) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞や、今後の収束状況が見通せないことによる株式市場や国内外経済の混乱など、楽観視できない状況が続くものと思われれます。

住宅業界におきましても、消費税増税の影響や景気悪化による雇用不安から生じる消費マインドの低下など、厳しい状況が続くと考えられます。

このような状況の中、当社の「ソリューション提案型コンサルティング」というビジネスモデルにおいては、ソリューション自体の商品力向上と、そのソリューション用いた会員企業が成果を出すための経営支援活動の品質向上が何よりも重要であると考えております。

当社の成長は、市場カバー率の向上策である「会員獲得」とインスタシェア率の向上策である「複数商品投入」と会員企業の業容拡大に対する成果報酬フィーとしての「ロイヤルティ等」により得られます。そのため、ソリューション自体のブラッシュアップ（ノウハウの再開発）と経営支援活動の品質向上を行い、ロイヤルティ等の拡大に注力してまいります。また、クロスセルによりインスタシェア率の一層の向上を図っていく方針であります。

そして、以下の点を優先的に対処すべき課題と認識して取り組んでまいります。

持続的成長のための事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。今後も持続的な成長を図るべく、既存会員企業への支援体制をさらに強化し、その成果創出（施工件数等の増加）によるロイヤルティ等の成功報酬型の収入の獲得に取り組んでまいります。近年では、ロイヤルティ等を強化するために積極的な投資を行ってまいりました。例えば、R+house事業におけるモデルハウスの自社展開や、R+house事業等の技術本部機能の内製化によって、ノウハウの開発力を強化しております。ここで得られたノウハウは会員企業に展開する考えです。また、販売費及び一般管理費を投下し、R+house等のブランディング活動を行うことで、会員企業の受注の後押しを図っております。

「経営効率化パッケージ」においても、提供するシステムの機能追加・バージョンアップを引き続き進め、安定的な収益基盤を確保するため新規会員の獲得、サービスの充実と顧客満足度向上による既存会員の歩留り改善を図り、会員企業の成果創出支援に力を注いでまいります。

新商品・サービスの展開

多様化・高度化するニーズに応えるため、当社グループは常に新しい商品・サービスを展開していく必要があると考えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅・不動産業界に求められるニーズも大きく変わってくるものと考えております。今後も既存商品の充実に加え、テレワークや新たな生活スタイルに対応した新商品の展開や、住宅・不動産業界のデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に加速化させることで、既存会員企業への付加価値の提供、新規会員の獲得を図り、収益基盤の多様化と充実を図ってまいります。

各商品・サービス、会員企業間の相乗効果による収益性の向上

当社が提供している「ビジネスモデルパッケージ」や「経営効率化パッケージ」は、それぞれが会員組織を構成しているだけでなく、相乗効果を発揮して収益を上げることが志向しております。例えば、「ビジネスモデルパッケージ」のうちR+houseをはじめとする「住宅事業モデル」を導入している地域工務店は、ハイスピード工法をはじめとする「工法事業モデル」を導入している専門工事事業社を対象顧客であります。したがって、当社グループにおける「工法事業モデル」導入企業への支援が「住宅事業モデル」導入企業の顧客開拓に寄与することになり、会員企業同士が連携してこれら「工法事業モデル」の工法採用拡充を図っていくことも可能です。また、不動産事業を営む会員企業へ、不動産関連の商品である不動産相続の相談窓口事業と、不動産の出口部分にあたる戸建賃貸のWILL STYLE事業を組み合わせることで、商品間の相乗効果につながり、一般消費者への訴求力が高まります。

このように、当社グループの会員基盤を最大限に活用し、これらを有機的に結び付けて、会員企業間の連携による相乗効果を推進しております。また、商品毎に年1回会員企業が一堂に会して開催される全国大会や会員企業が集まる各種会合においても、それぞれの成功事例や手法が共有され、会員企業間の連携が図られております。今後も会員企業支援による成果創出と同時に会員企業間、商品間の相乗効果を生み出すことによって、収益性を高めていく方針であります。

業界の「シンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能の強化

当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行っております。住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を強化してまいります。このことにより業界内でのポジションを一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しております。事業の拡大と共に連結子会社が12社となり、今後、人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

ESGの推進

当社グループはESG（Environment：環境、Social：社会、Governance：ガバナンス）を重視した経営を行うことで、企業として持続的な成長を遂げ、自身の企業価値を高めていくことができると考えております。環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供、地域社会と共に成長していく企業活動、倫理性・透明性の高いガバナンスを実現すべく、ESG活動に取り組んでおります。

また、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、先進国を含めた世界全体が2030年までに達成すべき共通の目標です。当社は、ESG活動と共に、SDGsの目標達成も目指して事業活動を行ってまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

a. 景気、金利及び住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社グループは主に住宅不動産業界に属する企業を顧客としているため、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅着工棟数の縮小等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 法的規制

当社グループでは、宅地建物の取引や住宅の建設に関わることから、「宅地建物取引業法」、「建築基準法」、「建設業法」、「都市計画法」、「国土利用計画法」、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及びその他の法令により法的規制を受けております。

また、当社グループにおいては、個人情報の取得を行っており、電子メールにてメールマガジンの配信を行っているため、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の法的規制も受けております。このように、当社グループの事業に関連する法令は広範にわたっているため、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更等によって当社グループの業績に影響がある可能性があります。しかし、当社グループの事業に関連する法令の新設や既存法令の解釈変更等については、その動向を事前にモニタリングする体制を構築しており、それにより事前の対策を行うことで、当該リスクが当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性は低減されております。また、当社グループはこれらの法令の遵守を徹底し事業運営を行っております。社員に対しては法令知識の研修や啓蒙を行い、組織として業務の法令順守を推進する部署を設置し、さらに各種マニュアルの作成等の対策を講じております。しかしながら、万一法令違反に該当するような事態が発生した場合は、当社グループの社会的信用やイメージが毀損され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. サービスの陳腐化

当社グループは「経営効率化パッケージ」において、営業活動プロセスの効率化や社員教育の効率化、顧客管理、原価管理の効率化といった経営（事業）におけるプロセスや機能に対するソリューションを提供しております。また、「ビジネスモデルパッケージ」においては、住宅建築や工事に必要な事業ノウハウや継続的な情報提供及びトレーニングの仕組み、営業支援等のオプションサービス、ローコストでの建築部材供給等を行っております。しかしながら、IT分野や住宅・建設業界における技術動向及び経営環境の変化に対応して、日々新たな商品やサービスの開発・提供が行われていることから、当社グループは常に顧客企業にとって競合他社よりも有益な価値を提供する必要があります。

当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するため、常に新たな技術及びサービス等に係るノウハウの導入を図り、蓄積したノウハウの活用と併せてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら、何らかの要因により、当社グループが保有しているサービス及びノウハウ等が陳腐化した場合や、変化に対する十分な対応が困難となった場合、顧客企業のニーズの的確な把握が困難となった場合、取引先や関係者の方針が変化した場合、またこれら要因により商品やサービスの開発の遅延があった場合等においては、顧客企業に対する当社グループサービスの訴求力低下や導入が進まない等の理由により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 情報の漏洩

当社グループは、個人情報のほか、顧客企業の機密情報を扱っております。これらの情報管理については、管理体制の構築、社内規程の整備、社員教育等により情報管理体制やサイバーセキュリティの強化に努めております。しかしながら、万が一これらの情報の漏洩や不正使用やサイバー攻撃などがあった場合、損害賠償、社会的信用の失墜及び顧客企業との取引停止等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

e. 知的財産権

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように努めておりますが、係る知的財産権の侵害が生じてしまう可能性は否定できず、万が一知的財産権を侵害してしまった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは自社の知的財産権保全のために社内管理体制を強化しており、主要な商品サービス名については商標登録済が商標登録申請中であります。今後、知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決のため多くの労力が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

f．システム障害

当社グループは、コンピュータシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害のトラブルが発生することが無いよう運営に当たっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当該地域において当社グループの想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム整備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じることにより、顧客との信頼関係に悪影響を及ぼし、賠償責任の発生等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

g．訴訟の発生

当社グループでは、コンプライアンス体制を整備し、役職員に対して法令遵守を徹底させることで法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客企業や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、リスク管理体制の整備、問題があった時に社員が通報できるホットラインの利用促進および訴訟につながるトラブルを早期に発見する体制の構築を進め、当該リスクの低減に努めてまいります。

(2) 事業内容に関するリスク

a．事業提携先との関係

当社グループが顧客へ提供している「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」等の各種商品は、当社と事業提携先との共同開発及び共同運営にて提供しており、事業展開上の重要な契約については「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しております。

これらの事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種商品の提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b．事業の収益構造

イ．初期導入フィー

当社グループにおける主な収益構造は、会員企業へのサービス導入時に生じる「初期導入フィー」、毎月生じる「会費」、及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」により構成されております。このうち、新規会員（一部既存会員）からの収入である「初期導入フィー」の売上高及び売上総利益における構成比率はそれぞれ以下のとおりとなっております。

	初期導入フィー 構成比		
	2019年4月期	2020年4月期	2021年4月期 第3四半期連結累計期間
売上高に占める割合	19.2%	14.6%	12.0%
売上総利益に占める割合	23.9%	15.4%	14.8%

会員企業数が増加していくことで、「会費」、「ロイヤルティ等」などの安定的収益の構成比率が高まり、「初期導入フィー」が当社業績に与える影響は徐々に低下することを見込んでおりますが、現時点において初期導入フィーは、売上高及び売上総利益において一定の比率を占めていることに変わりはなく、新規会員獲得等が想定どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ．ロイヤルティ等

導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」は、会員企業である専門工事会社、工務店及び不動産会社等における受注状況、エンドユーザーとの契約状況等に左右される性質があります。

当社においては、会員企業に対するセミナー、研修会の開催や営業支援等を行うことで会員企業の受注・契約獲得のサポート等も行っておりますが、会員企業の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、「ロイヤルティ等」には当社の関係会社の外部向けの収益も含まれております。関係会社に対しても会員企業に行うようなサポート等を行っておりますが、関係会社の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 特定パッケージへの依存

当社グループは多様なサービスをパッケージ化して提供しておりますが、特にビジネスモデルパッケージの「ハイスピード工法」（事業提携先：ハイスピードコーポレーション株式会社）及び「R+house」については、以下の表に記載のとおり、売上高全体に占める割合が高くなっております（初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等すべての売上高の合計割合）。

提出日現在において上記事業提携先との関係性は良好であります。定期的に事業提携先との合同会議を開催する等して、コミュニケーションの促進を図っております。事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種パッケージの提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

	売上高構成比		
	2019年4月期	2020年4月期	2021年4月期 第3四半期連結累計期間
ハイスピード工法	11.4%	12.2%	9.3%
R+house	41.6%	33.0%	31.9%
その他	47.1%	54.8%	58.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

今後は新しい商品を継続的に開発、提供をすることによる商材ラインナップの拡充により、「ハイスピード工法」及び「R+house」への依存度は徐々に低下していくことを見込んでおりますが、現時点におきましては、「ハイスピード工法」及び「R+house」の依存度が高いことには変わりはなく、不測の事態等により、「ハイスピード工法」及び「R+house」の新規会員企業獲得や会員企業の受注状況等に影響が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 新規サービスや新規事業

当社グループは住宅・不動産の資産価値の維持・向上に向けて、その解決策となる新規サービス、新規事業に取り組んでおります。これにより、新たな費用（人件費、システム開発費、広告宣伝費など）の発生、費用増に伴う利益率の低下の可能性があります。新規サービス、新規事業が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

a. 小規模組織

当社グループは、従業員数228名（2021年4月14日現在）と小規模組織であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。当社グループは重要ポストへの人材登用、業務内容に応じた適切な人材配置を行っており、現時点の規模においては、適切かつ組織的な対応に適した人員であると考えております。また、今後は事業の拡大に合わせて、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。

しかしながら、何らかの事情により相当数の従業員が短期間のうちに退職する場合や、人材の確保、育成が予定どおり進まない場合には、業務運営の効率性が低下する恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 人材の獲得及び育成

当社グループはコンサルタント、研究開発、バックオフィスなど人的資源に依存するため、今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには、当社だけではなく関係会社においても優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、育成が計画どおりに進まず、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業の拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ会社は2020年12月に新たな経営体制に移行し、組織体制を刷新いたしました。過去の組織に対する反省から、多様性を重視し、優秀な人材がより活躍できる環境の構築を図っております。さらに若手の育成や人材獲得も継続して行うことで、当該リスクの発生可能性の低減を図ってまいります。

(4) その他のリスク

a. 自然災害等による影響

当社、会員企業及び事業提携先が、地震、津波、台風等の自然災害や、事故、火災等による人的・物的な被害を受けた場合、あるいはそれらの自然災害等の影響で正常な事業活動が阻害された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。2021年3月31日現在、新株予約権の目的である株式の数は1,822,200株であり、当社発行済株式総数23,343,900株の7.81%に相当しております。これら新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

c. 新型コロナウイルス感染拡大による影響

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社グループ及び会員企業の事業活動（営業、物流、製造など）に支障が生じた場合、また人的被害が拡大した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。当社グループではこれらのリスクに対応するため、予防や拡大防止に対して適切な管理体制を構築しております。また、当社グループでは2020年6月15日に中期経営計画を発表し、安定した収益基盤の構築の推進をその方針の1つと掲げております。収益構造の安定化、サービスの多角化、地域分散化に取り組んでまいります。

d. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象について

当社株式は、2020年11月27日付で、株式会社東京証券取引所から、以下のとおり特設注意市場銘柄に指定されております。

特設注意市場銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下「同社」という。）は、2020年8月31日、第三者委員会の設置等について開示し、また、同年9月29日に新規上場前からの不適切な会計処理（以下「不適切会計」という。）に関する第三者委員会の中間調査報告書を開示、さらに、同年9月30日、過年度の決算短信等の訂正を開示するとともに、監査報告書の意見不表明等について開示しました。これらの開示等を受け、同日、当取引所は、同社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行ったおそれがあると判断し、同社株式を監理銘柄（審査中）に指定しました。その後、同社は、2020年10月26日、不適切会計に関する第三者委員会の最終調査報告書及び2021年4月期第1四半期の四半期連結財務諸表について限定付結論の四半期レビュー報告書を受領した旨を開示し、さらに、同年11月16日、新経営体制等について開示しました。

これらの開示等を受け、以下の状況が明らかとなりました。

- ・同社が、同社株式の当取引所マザーズへの新規上場申請及びその後の当取引所本則市場への上場市場の変更申請において、当取引所に提出する書類の記載に漏れがなく、かつ、すべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類に虚偽の財務諸表を記載し、審査過程での照会に繰り返し虚偽の書面回答を行い、さらに報告すべき事項が追加発生した際もその報告を怠っていたこと
- ・一方で、不適切会計による過年度決算の訂正規模は、通期売上高の最大訂正額でも17百万円の減額にとどまるなど、財務数値の虚偽の程度は限定的であり、新規上場及び市場変更に係る数値基準の未達もなかったと考えられること、また、訂正後の過年度の財務諸表に対する監査意見は意見不表明であるものの、第三者委員会の最終調査報告書の内容及び2021年4月期第1四半期の四半期連結財務諸表に対する四半期レビューが限定付結論であること等を踏まえると、訂正規模が大幅に拡大する可能性は相当程度低いと考えられること
- ・監査法人から誠実性に深刻な疑義ありと指摘され意見不表明の原因となった同社元代表取締役社長をはじめ、不適切会計に関与又は認識した同社取締役及び監査役の全員が、昨年12月末までに同社取締役及び監査役を辞任する見込みであること

以上を総合的に勘案すると、同社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について、重大な違反を行ったとして上場廃止が相当であるとまでは認められないことから、同社株式について、監理銘柄（審査中）の指定を解除することとします。

一方で、同社が、新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反していた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・同社では、同社元代表取締役社長を含むほとんどの取締役が、上場審査をすり抜ける目的で不適切会計について関与又は認識するなど、内部統制が無効化されていたこと

- ・同社元代表取締役社長を始めとする取締役の一部は、新規上場審査及び市場変更審査において虚偽の回答をしたのみならず、不適切会計の発覚後の段階においても、日本取引所自主規制法人に対する虚偽の説明や監査法人の監査手続の妨害といった隠蔽工作を行うなど、信頼性のある財務報告を行う意識や市場関係者に対する誠実性が著しく欠如していたこと
- ・取締役会は、同社元代表取締役社長等が参加する別の会議において実質的に決定された内容を追認する形で運営されるなど形骸化しており、取締役の業務執行に対する監督機能が十分に発揮されていなかったこと
- ・常勤監査役は、不適切会計の一部を認識していたにもかかわらずこれを是正する対応を行わないなど、監査役としての監視機能を果たしていなかったこと
- ・営業部門を牽制すべき財務経理部門が営業部門のサポート的な役割を担っていたほか自ら不適切会計に関与するなど社員のコンプライアンス意識も欠如しており、また、稟議の形骸化や契約書の軽視が蔓延していたなど、不適切会計の実行を可能とする土壌が生じていたこと

以上を総合的に勘案すると、本件は、同社が内部管理体制の重大な不備により新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反を行ったものであり、同社の内部管理体制等については改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。」

特設注意市場銘柄指定期間

2020年11月27日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヵ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

今後の対応

当社は第三者委員会の指摘を受け、2020年9月30日付で経営体制を刷新しました。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日開催の臨時株主総会での承認をもって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するために、リスタート委員会を設置し、当委員会の分科会により具体的な活動を推進しております。

当社グループは、上記のとおり、不適切会計等の問題に関連し株式会社東京証券取引所から、特設注意市場銘柄に指定されており、当社株式は上場廃止リスクがあります。これらに関連し、今後の当社グループの事業活動や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2020年9月30日付で経営体制を刷新しました。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日開催の臨時株主総会での承認をもって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するために、リスタート委員会を設置し、当委員会の分科会により具体的な活動を推進しております。

一方で、当社グループの資金残高や今後の営業キャッシュ・フローの見通しなどから今後の事業の展開・継続に必要な当面の資金繰りについての懸念はなく、加えて第三者割当増資等による資本政策により一層の財務基盤安定化に取り組んでまいります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第16期連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（1）経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

第16期連結会計年度の日本経済は、第3四半期連結累計期間（2019年5月～2020年1月）までは個人消費の持ち直し、企業収益や雇用情勢の改善などが進み、全体として緩やかな回復基調で推移しました。一方で、2020年2月以降から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国内外の経済が急激に悪化しはじめたことや緊急事態宣言解除後も雇用の悪化や経済活動の混乱が予想されることなど、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、住宅ローン金利が引き続き低水準で推移しているものの、消費増税による影響に留意する状況が続き、新設住宅着工戸数は前年比でマイナスとなりました。

当社グループにおける第16期連結会計年度は、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業を中心に会員企業の成果に連動する「ロイヤルティ等」が順調に伸長する一方、台風等の自然災害及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一部地域の住宅不動産建設会社が投資に対して慎重になったこと、当社グループの営業活動が十分に行えなかったことで、「初期導入フィー」が影響を受けました。また、今後の成長のために販売費及び一般管理費への投資は継続して行いました。第16期連結会計年度における「初期導入フィー」の売上高は1,156百万円（前期比1.3%減）、売上総利益は660百万円（前期比29.9%減）、「ロイヤルティ等」の売上高は5,242百万円（前期比51.7%増）、売上総利益は2,348百万円（前期比33.2%増）となりました（当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます）。

「R+house」事業においては、ここ数年、事業の垂直統合強化の投資を行っております。2018年2月に技術本部機能の譲受、2018年4月に株式会社アール・プラス・マテリアル（部材の調達、供給を担う）の完全子会社化、2018年12月に株式会社HCマテリアル（部材の製造を担う）の完全子会社化を行いました。また、ノウハウの蓄積を目的として、消費者向けに「R+house」の建築施工を行う会社として、2017年3月に株式会社ウエルハウジング、2018年8月に株式会社LHアーキテクチャを子会社化しました。これらにより、内製化による利益を取り込み、「R+house」の建築施工による売上高が増加しました。

「R+house」事業以外では、2019年5月にアフターメンテナンス事業を行う株式会社家価値サポートを新設分割の手法で設立しました。もともと当社で展開していた「家価値サポート」事業を分社化することで、独立性、中立性を高めて「家価値サポート」ブランドのサービスを更に広く推進する考えです。また、「家価値サポート」事業における提携先である環境機器株式会社との関係性を強化し、顧客基盤の拡大を図ります。

販売費及び一般管理費については、引き続き将来の成長に向けたブランディング活動や人材の採用を積極的に進めました。広告宣伝活動ではウェブを中心に据え、消費者向けに、「R+house」等のブランドの認知度向上に注力しております。「R+house」以外にも、「不動産相続の相談窓口」事業においては、オウンドメディアである「相続MEMO」のサイト上に相続や資産管理に関するコンテンツを掲載し、潜在顧客・既存顧客との関係強化を図っております。人材採用は、会員企業への支援強化、子会社の体制整備を目的としております。

以上の結果、第16期連結会計年度の財政状態及び営業成績等の概要は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

区分	第15期連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	第16期連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	増減	増減率 (%)
資産合計(千円)	3,864,681	3,898,817	34,135	0.9
負債合計(千円)	2,516,689	2,607,294	90,605	3.6
純資産合計(千円)	1,347,992	1,291,522	56,470	4.2

b. 経営状態

区分	第15期連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	第16期連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	増減	増減率 (%)
売上高(千円)	6,099,730	7,913,602	1,813,872	29.7
営業利益(千円)	426,377	184,410	241,967	56.7
経常利益(千円)	424,032	174,428	249,603	58.9
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	234,423	17,245	217,178	92.6

c. セグメント経営成績

売上高

区分	第15期連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	第16期連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	増減	増減率 (%)
コンサルティング事業 (千円)	5,659,911	6,843,371	1,183,459	20.9
建設施工事業(千円)	540,829	1,350,090	809,261	149.6
その他(千円)	14,593	23,780	9,187	63.0
調整額(千円)	115,604	303,640	188,035	-
合計(千円)	6,099,730	7,913,602	1,813,872	29.7

営業利益

区分	第15期連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	第16期連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	増減	増減率 (%)
コンサルティング事業 (千円)	582,557	320,656	261,900	45.0
建設施工事業(千円)	151,398	137,577	13,821	-
その他(千円)	1,428	5,499	4,070	285.0
調整額(千円)	6,209	4,168	2,040	-
合計(千円)	426,377	184,410	241,967	56.7

キャッシュ・フローの状況

区分	第15期連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	第16期連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	増減	増減率 (%)
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	576,865	52,661	629,526	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	626,718	235,977	390,741	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	486,329	148,338	337,990	69.5
現金及び現金同等物の 期末残高(千円)	1,184,622	1,044,322	140,300	11.8

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループの事業については、提供する主要なサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第16期連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	第16期連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(千円)	6,586,960	117.6
建築施工事業(千円)	1,320,261	265.6
その他(千円)	6,380	3,292.5
合計(千円)	7,913,602	129.7

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析、検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社グループの第16期連結連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

a. 経営成績等

・財政状態の分析

(資産)

当社グループは、ノウハウを蓄積し、会員企業に横展開することを目的として、消費者向けに「R+house」の建築施工を行う会社として、2017年3月に株式会社ウエルハウジング、2018年8月に株式会社LHアーキテクチャを子会社化しております。これらの子会社において「R+house」の販売手法について効果検証を行っておりますが、「R+house」と土地を合わせて販売する手法についても検証するために、第16期連結会計年度において販売用不動産を取得いたしました。

第16期連結会計年度末の総資産は第15期連結会計年度末に比べ34百万円増加し、3,898百万円となりました。その主な要因は、上記取り組みにより販売用不動産が168百万円増加したことによるものです。

(負債)

負債につきましては、第15期連結会計年度末に比べ90百万円増加し、2,607百万円となりました。その主な要因は、短期借入金が236百万円減少し、前受金が111百万円減少した一方、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が475百万円増加したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては、第15期連結会計年度末に比べ56百万円減少し、1,291百万円となりました。その主な要因は、配当金の支払いなどにより利益剰余金が66百万円減少したことによるものです。

・経営成績等の分析

(売上高及び営業利益)

第16期連結会計年度における売上高は7,913百万円(前期比29.7%増)となりました。主力の高性能デザイナーズ住宅R+house事業において、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等が引続き伸長しております。会員企業の成果に連動し、建築部材の製造及び流通機能を担う株式会社アール・プラス・マテリアル及び株式会社HCマテリアルにおいて、建築部材の売上も増加しております。また、実際にR+houseの建築施工を行うことでノウハウを構築するために設立した株式会社ウエルハウジング及び株式会社LHアーキテクチャにおいても、受注が増加しています。

売上原価は3,627百万円(前期比68.4%増)となりました。売上原価の多くは事業提携先へのフィーの分配で、サービスや収益形態ごとにその分配の割合が設定されており、基本的に売上高に連動します。第16期連結会

計年度においては、原価率の高いサービスが前期比で増加した結果、売上総利益は4,285百万円（前期比8.6%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、4,101百万円（前期比16.6%増）となりました。主な要因は、引続き将来の成長に向けたブランディング活動や人材の採用を積極的に進めているほか、投資に伴い減価償却費等が増加したことによります。この結果、営業利益は184百万円（前期比56.7%減）となりました。

（営業外損益及び経常利益）

営業外損益は、9百万円（純額）の損失となりました。営業外収益が助成金収入や受取遅延損害金等により合計1百万円（前期比45.2%減）となった一方、営業外費用は支払利息や支払手数料等により合計11百万円（前期比117.4%増）となりました。この結果、経常利益は174百万円（前期比58.9%減）となりました。

（税金等調整前当期純利益）

特別損益は、24百万円（純額）の損失となりました。特別利益はなく、特別損失は投資有価証券評価損により24百万円（前期比22.7%増）となりました。これは当社が保有する投資有価証券のうち、簿価に比べて実質価値が著しく下落しているものについて評価した結果、減損処理を行ったことによるものであります。この結果、税金等調整前当期純利益は150百万円（前期比63.1%減）となりました。

（法人税等）

法人税等合計は129百万円となりました。これは法人税、住民税及び事業税が154百万円、法人税等調整額が24百万円となったことによるものであります。

（親会社株主に帰属する当期純利益）

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は17百万円（前期比92.6%減）となりました。

b. セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業における第16期連結会計年度は、「R+house」を中心としてロイヤルティ等が伸長し、売上高は6,843百万円（前期比20.9%増）となりましたが、台風等の自然災害及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「初期導入フィー」が影響を受けた結果、営業利益は320百万円（前期比45.0%減）となりました。

・建築施工事業

建築施工事業における第16期連結会計年度は、「R+house」の受注数、着工数が順調に増え、売上高が増加した一方、第15期連結会計年度に設立した株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社において、投資としてのコストが先行していることから、売上高は1,350百万円（前期比149.6%増）、営業損失は137百万円（前期は151百万円の営業損失）となりました。

・その他

その他における第16期連結会計年度は、不動産特定共同事業等に関する支援業務等として、売上高は23百万円（前期比63.0%増）、営業利益は5百万円（前期比285.0%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フロー

第16期連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の減少52百万円、投資活動による資金の減少235百万円、財務活動による資金の増加148百万円により、第15期連結会計年度末に比べ合計140百万円減少しました。この結果、第16期連結会計年度末には1,044百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

第16期連結会計年度において営業活動による資金の減少は、52百万円（前連結会計年度は576百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益150百万円、減価償却費169百万円、のれん償却額115百万円等があった一方、販売用不動産の増加168百万円、前受金の減少111百万円、法人税等の支払額237百万円等があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

第16期連結会計年度において投資活動による資金の減少は、235百万円（前連結会計年度は626百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出207百万円等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第16期連結会計年度において財務活動による資金の増加は、148百万円（前連結会計年度は486百万円の増加）となりました。これは主に、短期借入金の純減少額236百万円、長期借入金の返済による支出224百万円、配当金の支払額82百万円があった一方、長期借入れによる収入700百万円等があったことによるものです。

b. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、事業運営上必要な資金を確保しつつ、金融情勢の変化に機動的に対応できる流動性を維持することを基本方針としております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、提携先への収益分配フィーの支払い及び販売費および一般管理費であります。投資を目的とした資金需要としては、R+houseのブランディング推進としての住宅総合展示場への出展、グループ会社における店舗の新規出店等によるものであります。運転資金や投資資金については、自己資金及び金融機関からの借入により調達する予定であります。当社グループは取引金融機関4行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、第16期連結会計年度末の契約総額は1,550百万円、借入未実行残高は1,190百万円となっており、資金の流動性は十分に確保されております。なお、グループ会社の資金については当社にて一元管理しており、必要に応じて当社より資金を融通しております。

今後も投資効率を考慮しつつ適時に投資計画を実行するため、資金の流動性確保と財務体質の向上に努めていく所存です。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに係る仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 (追加情報)」に記載しております。

（繰延税金資産）

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

（固定資産の減損処理）

当社グループは、モデルハウスなどの固定資産を保有しております。固定資産のうち、減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損した当該金額を減損損失として計上することとなります。そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失が発生する可能性があります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、ROE（株主資本利益率）と売上総利益を重要な指標として位置付けております。

第16期連結会計年度におけるROEは1.4%（前期比18.7%減）、売上総利益は4,285百万円（前期比8.6%増）となりました。引き続きこれらの指標の向上に取り組んでまいります。

第17期第3四半期連結累計期間（自 2020年5月1日 至 2021年1月31日）

（1）経営成績の分析

第17期第3四半期連結累計期間の日本経済は、政府による経済回復に向けての様々な施策により、一旦は個人消費が回復する兆しがありました。しかしながら、2021年1月に再び緊急事態宣言が発令され、また、今後も雇用の悪化や経済活動の混乱が予想されることから、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、1回目の緊急事態宣言後には、段階的な経済活動の再開とともに回復の兆しがあり、持ち家の新設住宅着工戸数が2020年11月から2か月連続で前年同月比プラスとなりました。しかしながら再度の緊急事態宣言により、消費マインドの低下が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また当社では、過年度に不適切な会計が行われていた可能性があることが2020年7月に発覚し、その後、第三者委員会の調査により内容が明らかになりました。一連の不正に関わった経営陣はその経営責任を明確にするために辞任をし、2020年12月より新経営体制に移行いたしました。当社といたしましては、この事態を深く反省し、第三者委員会の最終報告の結果や再発防止策の提言を真摯に受け止め、新経営体制の元で、ガバナンスの抜本的改革、業務処理統制の強化、役職員の意識改革などの再発防止策に真摯に取り組んでおります。

このような事業環境ではありますが、当社グループは2020年6月15日に発表した「2021年4月期 - 2023年4月期 中期経営計画」に基づき、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業の強化、次なるコアビジネスの育成、安定した収益基盤の構造の確立を目指した事業活動をおこなってきました。

主力の「R+house」事業においては、コロナ禍での経済状況を加味し、2020年5月の新規会員企業の獲得の減少および2020年10月までの受注の減少を織り込んだ予想としていました。しかし、コロナ禍における消費者ニーズの変化を捉えた「新しい生活様式」に対応する建築家プランの提案およびオンライン面談を積極的に進めた結果、2020年6月以降は受注実績が前年とほぼ同等まで回復いたしました。

また、次のコアビジネスの一つと位置付けている造園・エクステリア・外構事業「GARDENS・GARDEN」では新規会員が順調に増加しております。今までの会員企業は主に住宅会社でしたが、当第3四半期連結累計期間においては、新築及びリフォーム時に庭や外構の提案を住宅会社と連携しておこなう建設会社の加盟も増加いたしました。また、R+houseとGARDENS・GARDENの両方に加盟している住宅会社のうち、R+houseの営業時にGARDENS・GARDENの庭・外構提案を全棟に対しておこなっている住宅会社は、コロナ禍にもかかわらず受注件数が前年比で大幅に成長しているなど、R+houseとGARDENS・GARDENのシナジー効果も表れてきております。

販売費及び一般管理費については、R+houseのTV・CMを一部の地域で開始するなど、マーケティング活動を積極的に進める一方、オンラインによる面談を増やすことで出張旅費を抑える等して効率的な使用に努めました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は6,141百万円（前期比52.9%増）、営業利益は306百万円（前期比93.3%増）、経常利益は313百万円（前期比103.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純損失は348百万円（前期は親会社株主に帰属する四半期純利益は42百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当第3四半期連結累計期間は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があるものの、「R+house」の受注が回復傾向になってきたこと、および出張旅費を抑える等して販売費及び一般管理費を効率的に使用したことから、売上高は4,927百万円（前期比5.7%減）、営業利益は425百万円（前期比61.5%増）となりました。

・建築施工事業

建築施工事業における第17期第3四半期連結累計期間は、「R+house」の受注数、着工数が順調に増え、売上高が増加した一方、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社において、投資としてのコストが先行していることから、売上高は1,446百万円（前期比56.4%増）、営業損失は118百万円（前期は104百万円の営業損失）となりました。

・その他

その他における第17期第3四半期連結累計期間は、不動産特定共同事業等に関する支援業務等として、売上高は9百万円（前期比39.3%減）、営業損失は3百万円（前期は2百万円の営業利益）となりました。

（2）財政状態の分析

第17期第3四半期連結会計期間末における資産合計は4,128百万円となり、前連結会計年度末と比べ229百万円増加しました。その主な要因は、現金及び預金が393百万円増加した一方、販売用不動産が118百万円減少したことによるものです。

第17期第3四半期連結会計期間末における負債合計は3,229百万円となり、前連結会計年度末と比べ621百万円増加しました。その主な要因は、短期借入金565百万円、訂正関連費用引当金93百万円増加したことによるものです。

第17期第3四半期連結会計期間末における純資産合計は899百万円となり、前連結会計年度末と比べ392百万円減少しました。その主な要因は、利益剰余金が394百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

第17期第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

第17期第3四半期連結累計期間における研究開発費の金額につきましては、当社グループの研究開発活動が事業開発部門の業務の一環として行われているものであることから、区分計上しておりません。

なお、第17期第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 事業提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2006年1月31日	2006年2月1日～2009年1月31日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携
当社	ハイスピードコーポレーション株式会社	愛媛県松山市	ビジネスモデルパッケージ	2008年7月1日	2008年7月1日～2009年6月30日 以降1年毎の更新	HySPEED工法に関する業務委託契約（注）1
当社	株式会社日本MLS開発（注）2	福岡市博多区	経営効率化パッケージ	2011年4月26日	2011年4月1日～2013年3月31日 以降1年毎の更新	エージェント・マスター・サービスに関する業務提携
当社	株式会社デコス	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2012年7月26日	2012年7月26日～2015年7月25日 以降1年毎の更新	デコスドライ工法に関する業務提携
当社	株式会社ネイブレイン	愛知県岡崎市	ビジネスモデルパッケージ	2014年7月11日	2014年7月11日～2015年7月10日 以降1年毎の更新	トチスマ・ショップ事業に関する業務提携
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2018年1月5日	2018年1月5日～2019年1月4日 以降1年毎の更新	地方創生まちづくりネットワーク事業に関する業務提携
当社	有限会社グラスハウス	香川県高松市	その他	2019年1月15日	2019年1月15日～2020年1月14日 以降1年毎の更新	ガーデンズ事業に関する業務提携

（注）1．HySPEED工法の特許権に関して、当社に対して独占的通常実施権を設定する合意書を、2013年2月7日に締結しております。

2．契約締結時における相手先の名称は「株式会社大好産業」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、株式会社日本MLS開発に地位承継されております。

(2) 販売代理契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2006年4月13日	2006年4月13日～2007年4月12日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携

5【研究開発活動】

当社グループは、住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行い、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、ハイアス総研という社内プロジェクトを立ち上げており、このハイアス総研プロジェクトを主体に、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を有しております。

当社グループにおける研究開発活動は、ハイアス総研プロジェクトの属する事業開発部門が業務の一環として行っており、その主体を担っております。事業開発部門では、住宅・不動産に関わる要素技術の開発に加え、新商品の開発を行っております。新商品の開発においては、事業開発部門が単独で活動するのではなく、企画・開発・パッケージ化するまでの全過程において、顧客企業と直接接する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、商品化を進めております。2020年7月には、住宅会社の工務部門を全国規模のネットワークで変革する「BECK 工務ビジネスアカデミー」をリリースいたしました。

第17期第3四半期連結累計期間における研究開発費の金額につきましては、当社グループの研究開発活動が事業開発部門の業務の一環として行われているものであることから、区分計上しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

第16期連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は228百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

（1）コンサルティング事業

第16期連結会計年度の主な設備投資は、当社においてソフトウェア開発や会計システムの導入、株式会社ansにおいて新規出店等として、総額163百万円の設備投資を行いました。

なお、第16期連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

（2）建築施工事業

第16期連結会計年度の主な設備投資は、株式会社LHアーキテクチャにおいて、千葉県千葉市の住宅総合展示場への「R+house」の出展等として、総額65百万円の設備投資を行いました。

なお、第16期連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第17期第3四半期連結累計期間（自 2020年5月1日 至 2021年1月31日）

第17期第3四半期連結累計期間の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は355百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

（1）コンサルティング事業

第17期第3四半期連結累計期間の主な設備投資は、ソフトウェア開発として、総額163百万円の設備投資を行いました。

なお、第17期第3四半期連結累計期間においてモデルハウス100百万円を売却し、売却益1百万円を計上しております。

（2）建築施工事業

第17期第3四半期連結累計期間の主な設備投資は、株式会社ウェルハウジングにおいて、千葉県柏市、茨城県古河市の住宅総合展示場への「R+house」の出展等として、総額142百万円の設備投資を行いました。

なお、第17期第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

第16期連結会計年度末における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

（1）提出会社

2020年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	ソフト ウェア		合計
本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	事務所設 備等	128,409	8,325	34,496	-	38,004	82,952	292,188	151 (37)
本社 (茨城県守 谷市ほか)		モデルハ ウス	177,181	-	1,553	104,940 (1,008㎡)	-	-	283,674	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は189,375千円であります。
 4. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 5. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
 6. リース資産は、無形固定資産分を含めております。

（2）国内子会社

2020年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 a n s	a n s 熊 本東店 (熊本県 熊本市中 央区) (注) 3	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	1,712	234	138	-	-	2,085	3

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウエア	その他	合計	
株式会社 ans	ans熊 本南店 (熊本県 熊本市南 区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	2,344	220	146	-	-	2,711	2 (2)
株式会社 ans	ans荒 尾店 (熊本県 荒尾市)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	6,162	-	236	-	-	6,398	3
株式会社 ans	ans浜 松店 (静岡県 浜松市東 区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	13,080	1,126	258	-	-	14,465	3 (1)
株式会社 ans	ans静 岡南店 (静岡県 静岡市駿 河区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	12,080	1,317	413	-	-	13,812	3 (1)
一般社団 法人住宅 不動産資 産価値保 全保証協 会	本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	ソフト ウエア	-	-	-	7,812	-	7,812	-
株式会社 K-コンサル ティング	本社 (千葉県 柏市)	コンサル ティング 事業	事務所 設備等	23,921	924	3,483	-	-	28,330	5 (1)
株式会社 ウェルハ ウジング	本社 (茨城県 守谷市)	建築施工 事業	モデル ハウス 事務所 設備等	33,985	1,186	3,155	2,010	147	40,485	13 (3)
株式会社 LHアーキ テクチャ	成田店 (千葉県 成田市)	建築施工 事業	事務所 設備等	4,893	996	-	501	891	7,283	13 (2)
株式会社 LHアーキ テクチャ	大分店 (大分県 大分市)	建築施工 事業	モデル ハウス 等	41,403	46	-	245	0	41,694	7 (1)
株式会社 LHアーキ テクチャ	幕張店 (千葉県 千葉市)	建築施工 事業	モデル ハウス 等	45,401	285	-	190	-	45,876	8 (1)
SUNRISE 株式会社	本社 (長野県 松本市)	建築施工 事業	ショー ルーム 事務所 設備等	29,229	0	-	-	-	29,229	6 (2)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 提出会社から貸与中の建物及び構築物1,815千円、工具、器具及び備品280千円を含んでおります。
4. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。
5. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	66,960,000
計	66,960,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	23,340,300	東京証券取引所 （マザーズ）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	23,340,300	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権（取締役及び従業員分）

決議年月日	2013年4月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社従業員 26
新株予約権の数（個）	461 [220]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 829,800 [396,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	84（注）2
新株予約権の行使期間	自 2015年4月17日 至 2022年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

最近事業年度の末日（2020年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在では1,800株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2017年5月1日付及び2018年3月1日付で、それぞれ普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2015年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 78
新株予約権の数（個）	37,300 [31,700]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 335,700 [285,300]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	84（注）2
新株予約権の行使期間	自 2017年12月9日 至 2025年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

最近事業年度の末日（2020年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在では9株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2017年5月1日付及び2018年3月1日付で、それぞれ普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役、監査役及び従業員 132 当社子会社の取締役及び従業員 35
新株予約権の数（個）	1,910 [1,740]（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 191,000 [174,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	291
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2029年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 291 資本組入額 146
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、担保権の設定その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（2020年4月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または合併）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の

割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1） 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3） 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

（4） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5） 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

（6） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

（7） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8） その他新株予約権の行使の条件

（注）4に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 (注) 5 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び従業員 64 当社子会社の取締役及び従業員 20
新株予約権の数(個)	10,400 [9,669] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,040,000 [966,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	291
新株予約権の行使期間	自 2019年6月13日 至 2029年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291 資本組入額 146
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、担保権の設定その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

最近事業年度の末日(2020年4月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべて

の本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)6(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年12月14日 (注) 1	普通株式 259,500 甲種類株式 213,000	普通株式 1,861,500		114,250		14,250
2016年4月4日 (注) 2	普通株式 430,600	普通株式 2,292,100	188,172	302,422	188,172	202,422
2016年4月25日 (注) 3	普通株式 70,000	普通株式 2,362,100	30,590	333,012	30,590	233,012
2016年4月30日 (注) 4	普通株式 20,000	普通株式 2,382,100	6,000	339,012	6,000	239,012
2016年5月1日 ～2017年4月30日 (注) 4	普通株式 100,000	普通株式 2,482,100	17,100	356,112	17,100	256,112
2017年5月1日 (注) 5	普通株式 4,964,200	普通株式 7,446,300		356,112		256,112
2017年5月2日 ～2018年2月28日 (注) 4	普通株式 48,600	普通株式 7,494,900	5,577	361,689	5,577	261,689
2018年3月1日 (注) 5	普通株式 14,989,800	普通株式 22,484,700		361,689		261,689
2018年3月2日 ～2018年4月30日 (注) 4	普通株式 99,000	普通株式 22,583,700	3,150	364,839	3,150	264,839
2018年5月1日 ～2019年4月30日 (注) 4	普通株式 735,000	普通株式 23,318,700	67,581	432,420	67,581	332,420
2019年5月1日 ～2020年4月30日 (注) 4	普通株式 21,600	普通株式 23,340,300	907	433,327	907	333,327
2020年5月1日 ～2020年7月31日 (注) 4	普通株式 3,600	普通株式 23,343,900	151	433,478	151	333,478

(注) 1. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。

2. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 950円
引受価額 874円
資本組入額 437円
払込金総額 376,344千円

3. 有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格 950円
引受価額 874円
資本組入額 437円
払込金総額 61,180千円
割当先 S M B C 日興証券株式会社

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 株式分割（1：3）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2020年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	24	56	24	23	4,668	4,808	-
所有株式数(単元)	-	12,494	5,844	45,602	11,802	507	157,146	233,395	4,400
所有株式数の割合(%)	-	5.353	2.503	19.538	5.056	0.217	67.330	100.000	-

(注) 1. 自己株式172株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に72株含まれております。

2. 「金融機関」には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有している当社株式4,456単元が含まれております。なお、当該株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

3. 最近日現在の「所有者別状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

(5) 【大株主の状況】

2020年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
瀧村聖一	滋賀県大津市	2,211,329	9.47
柿内和徳	東京都新宿区	1,451,091	6.22
川瀬太志	滋賀県大津市	1,233,499	5.28
株式会社HAMAMURA HD	滋賀県大津市池の里21番1号	1,200,000	5.14
株式会社安成工務店	山口県下関市綾羅木新町三丁目7番1号	1,197,000	5.13
大津和行	埼玉県さいたま市緑区	1,080,794	4.63
東新住建株式会社	愛知県稲沢市高御堂一丁目3番18号	720,000	3.08
ハイアス・アンド・カンパニー 株式会社従業員持株会	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	700,200	3.00
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	694,800	2.98
中山史章	東京都新宿区	612,499	2.62
計	-	11,101,212	47.56

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式331,020株は含まれておりません。
3. 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 株式会社HAMAMURA HDIは、瀧村聖一の資産管理会社であります。
5. 最近日現在の「大株主の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,339,400	233,394	同上
単元未満株式	普通株式 4,400	-	-
発行済株式総数	23,343,900	-	-
総株主の議決権	-	233,394	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式給交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有している当社株式445,620株が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式72株が含まれております。

3. 最近日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2020年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ハイアス・アンド・カンパ ニー株式会社	東京都品川区上大崎 二丁目24番9号	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

(注) 1. 自己名義所有株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式331,020株を含めておりません。

2. 最近日現在の「自己株式等」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

(7) 【役員・従業員株式所有制度の内容】**1 役員向け株式報酬制度****概要**

当社は、当社の取締役及び監査役（以下「取締役等」という。）の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含む。）にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、取締役等に対して、当社が定める役員株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。

取締役等に交付する予定の株式の総数

114,600株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した取締役等が対象であります。

2 従業員向け株式報酬制度**概要**

当社は、当社従業員並びに当社会社取締役及び従業員（以下「従業員等」という。）が、株価及び業績向上への関心を高め、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与すること目的として、従業員等に対して当社株式を給付するインセンティブプラン「従業員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員等に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する制度であります。

従業員等に交付する予定の株式の総数

331,400株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した従業員等が対象であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	172	-	172	-

(注)1. 保有自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、配当性向30%を目安として、配当を実施しております。

株主への利益還元の機会を充実させるため、年2回の配当を実施する方針であります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

最近事業年度の配当金については、中間配当は1株当たり1.9円、期末配当は1株当たり1.9円を実施することとなりました。この結果、当期の連結配当性向は、372.4%となります。自然災害及び新型コロナウイルス感染症という特殊要因がありましたが、配当の安定性を重視し、年初計画の配当額を据え置きました。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

（注）基準日が最近事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2019年12月13日 取締役会決議	44,343	1.90
2020年7月30日 定時株主総会決議	44,346	1.90

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標にしております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図ると共に健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実は当社グループにおける重要な経営課題と位置付けております。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

() 会社の機関の内容

a. 取締役会

当社取締役会は5名の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について、必要性、有効性を検討し、コンプライアンスの観点から十分な協議を行い、業務の執行を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行い、取締役の業務執行の適正性をモニタリングしております。

b. 執行役員会

経営に関する重要事項を協議する場として、執行役員会を設置しております。執行役員会は、代表取締役社長、代表取締役社長の指名する取締役及び執行役員により構成されており、取締役会に付議すべき事項、当社グループの執行に関する重要事項について協議しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）によって構成されております。監査役は経営監査機能の強化の役割を担うとともに、取締役会等において経営全般について助言・提言をすることにより、業務執行に係る意思決定の適正性の確保の役割を担っております。また、取締役会以外の各種会議への出席、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では、監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。

d. 内部監査室

代表取締役社長直属の内部監査室が、当社グループ全体を対象として監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e. リスク管理・コンプライアンス強化委員会

リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、企業活動の継続、企業価値の維持・向上、資産の保全、ステークホルダーからの信頼維持を目的としております。リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、取締役会のメンバーのほか、オブザーバーとして内部監査室長、内部統制関連部門、総務部長、各部門の責任者等委員長が指名した者によって構成され、当社グループのリスクの識別、評価、対策、計画立案及び対策実施後のモニタリングを行っております。年2回、グループ会社含む全社的リスク管理の状況を取締役会へ報告し、取締役及び取締役会へ提言も行うこととしております。

リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、2020年11月に、リスク管理だけでなく、コンプライアンス強化も目的として設置したもので、当社グループのリスク管理、リスクへの対応、コンプライアンス強化の為の施策を行うことによって、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

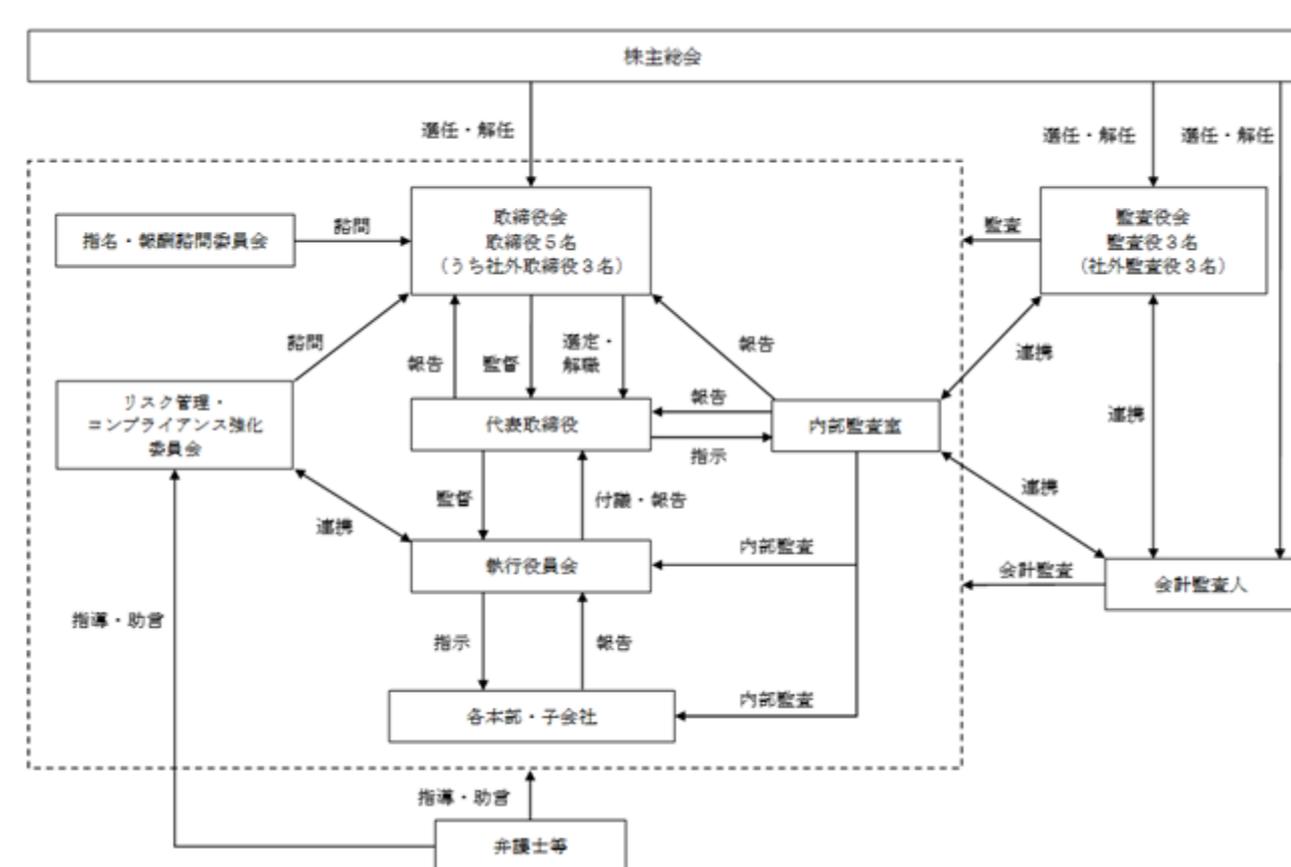
f. 機関の構成員等

役職	氏名	取締役会	執行役員会	監査役会
----	----	------	-------	------

代表取締役	福島 宏人			
取締役	矢部 智仁			
社外取締役	赤井 厚雄			
社外取締役	森田 正康			
社外取締役	川口 有一郎			
社外監査役（常勤）	朝倉 祐治			
社外監査役	青木 英恵			
社外監査役	辻 高史			

（注）各機関の長に該当する者には を付けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



（ ）当該体制を採用する理由

当社は、業務執行に対する監督機能の強化を図るため、取締役会が代表取締役をはじめとした取締役、執行役員及びその他主要な職位にある者を指揮・監督し、それら全体を監査役が監督する体制を構築しております。さらに、経営に対する透明性、公正性の確保と監督機能の強化及び充実を図るため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、それぞれ会社経営者、大学教授、弁護士、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、客観的な立場から意見を述べるとともに、企業経営、法務、財務、会計面からの専門的な見解を述べ、経営に関する多角的な議論を行うことで、取締役の業務執行について監督し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

（ ）内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築・運用しております。

また、内部統制が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直属の内部監査室による内部監査を実施すると共に、監査役会、会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりです。

- a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ。「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス行動指針」を定め、全ての役職員がコンプライアンス経営を理解して責任ある行動をとることを教育・研修活動を通じて周知徹底する。
- ロ。取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、役員は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ハ。コンプライアンスの状況は、リスク管理コンプライアンス強化委員会で定期評価を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要なときは取締役会に提言する。
- 二。代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し運用するものとし、適切に対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ。取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ロ。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ。取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ロ。リスク管理コンプライアンス強化委員会は、グループ会社を含む全社的リスク管理の状況を取締役会へ報告し、必要な場合は、取締役及び取締役会へ提言を行う。
- ハ。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- 二。内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ロ。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ハ。当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、執行役員会を設置し、取締役会への定時報告（緊急案件は随時）と監督を受けながら事業計画を実行する。
- 二。総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ。グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
- ロ。グループ会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
- ハ。当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ。監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ロ。取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- h．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ロ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ハ．取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- i．監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- j．その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ．監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ロ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- k．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ロ．経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

() リスク管理体制の整備の状況

当社では、外部環境、天災・火災、取引先の倒産、情報の漏えい、システム障害、訴訟、サービスの品質等様々な事業運営上のリスクについて、「リスク管理・コンプライアンス強化に関する規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機を解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議の要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8 名 女性 - 名 （役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	福島 宏人	1980年3月21日生	2003年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社エル・シー・エー ホールディングス)入社 2005年3月 当社入社 2012年4月 当社執行役員就任 2016年7月 当社取締役執行役員就任 2019年11月 SUNRISE株式会社取締役就任 2020年12月 当社代表取締役就任(現任)	(注)1	439
取締役	矢部 智仁	1964年12月11日生	1987年4月 株式会社リクルート入社 2009年4月 リクルート住宅総研(現SUUMOリ サーチセンター)所長 2014年5月 当社入社 2016年4月 当社執行役員 2016年9月 東洋大学大学院経済学研究科公民連 携専攻 客員教授 2018年4月 公益社団法人日本不動産学会 監事 (現任) 2020年12月 当社取締役就任(現任)	(注)1	18
取締役	赤井 厚雄	1963年11月24日生	1987年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 1992年5月 Kidder, Peabody & Co.入社 1994年5月 モルガン・スタンレー証券会社 (現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)入社 2008年10月 早稲田大学研究院客員教授(現任) 2010年11月 ミュージックセキュリティーズ株式 会社監査役就任 2013年6月 ミュージックセキュリティーズ株式 会社取締役就任 2014年6月 一般社団法人住宅不動産資産価値保 全保証協会理事就任(現任) 2014年7月 当社取締役就任(現任) 2014年8月 一般社団法人住宅不動産取引支援機 構代表理事就任 2015年2月 株式会社ナウキャスト取締役就任 2016年8月 株式会社ナウキャスト取締役会長就 任(現任) 2017年3月 株式会社スマートプラス常勤監査役 就任(現任)	(注)1	9

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	森田 正康	1976年 1月14日生	2006年12月 株式会社ヒトメディア代表取締役 就任（現任） 2014年 4月 Classi株式会社取締役就任（現任） 2014年12月 株式会社エボラブルアジア（現 株 式会社エアトリ）監査役 就任（現任） 2015年 5月 株式会社ヒトトキインキュベーター 代表取締役就任（現任） 2015年 9月 English Central Inc.取締役就任 （現任） 株式会社オープンエイト取締役就任 （現任） 2016年 7月 当社取締役就任（現任） 2019年 1月 株式会社アルビレックス新潟取締役 就任（現任）	(注) 1	20
取締役	川口 有一郎	1955年 5月 3日生	1992年 4月 明海大学不動産学部 教員 1996年 4月 明海大学不動産学部 助教授 1996年 4月 英国ケンブリッジ大学土地経済学 部 客員研究員 1999年 4月 明海大学不動産学部 教授 2001年 4月 慶應義塾大学総合政策・メディア研 究科特別招聘教授 2001年 4月 東京大学空間情報研究センター 客 員教授 2002年 4月 京都大学経済研究所 客員教授 2004年 4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究 科 教授 2005年 2月 日本不動産金融工学学会 会長 2011年 4月 早稲田大学ファイナンス総合研究 所 所長 2012年 9月 早稲田大学大学院ファイナンス研究 科長 2016年 4月 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授（現任） 2020年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	朝倉 祐治	1955年3月11日生	1991年5月 株式会社小森コーポレーション入社 2004年1月 同社 企画管理部長 2006年3月 同社 財務部長 2007年6月 同社 内部監査室長 2010年2月 同社 財務部長 2013年4月 同社 管理本部副本部長 2014年6月 同社 常勤監査役 2020年12月 当社常勤監査役就任（現任）	(注)2	-
監査役	青木 英憲	1958年7月10日生	1988年4月 弁護士登録 2004年4月 日本電技株式会社 社外監査役 2015年6月 日本電技株式会社 社外取締役監査等委員 2019年4月 株式会社東京ドーム 社外監査役（現任） 2020年12月 当社監査役就任（現任）	(注)2	-
監査役	辻 高史	1970年12月11日生	1997年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 2001年5月 公認会計士登録 2006年6月 辻公認会計士事務所 開業 2006年8月 ペタビット株式会社 社外監査役（現任） 2007年8月 あすなる監査法人 代表社員（現任） 2016年3月 クリーンエナジーファクトリー株式会社（現 C E F 株式会社） 社外取締役（現任） 2017年7月 オアシス株式会社 社外監査役（現任） 2019年2月 株式会社クロスシー 社外監査役（現任） 2019年6月 J P モバイル株式会社（現 DX HUB 株式会社） 社外監査役（現任） 2020年12月 当社監査役就任（現任）	(注)2	-
計					486

- (注) 1. 任期は、2019年7月30日開催の第15期定時株主総会終結の時から、2年間であります。
2. 任期は、2019年7月30日開催の第15期定時株主総会終結の時から、4年間であります。
3. 取締役赤井厚雄、森田正康及び川口有一郎は、社外取締役であります。
4. 監査役朝倉祐治、青木英憲及び辻高史は、社外監査役であります。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
丸山 聡	1977年6月27日生	2007年4月 株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）入社 2013年1月 ベンチャーユナイテッド株式会社 取締役（現任） 2018年12月 アクセルマーク株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年3月 ピクスタ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	-

6. 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
7. 当社では、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は9名で、塩崎健太、加藤尊彦、谷原弘堂、塩味隆行、北島英雅、高地可奈子、粟津索、西田祐、二神淳で構成されております。

社外役員の状況

() 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との関係

当社は、取締役5名のうち3名を社外取締役に、監査役3名のうち3名を社外監査役にすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役の赤井厚雄は、当社株式9,228株及び新株予約権5,010個（46,000株）を保有しております。その他には当社と社外取締役赤井厚雄の間で、人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。なお、赤井厚雄は当社の連結子会社である一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会理事に就任しております。

社外取締役の森田正康は、当社株式20,998株及び新株予約権166個（16,600株）を保有しております。その他には当社と社外取締役森田正康の間で、人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

社外取締役の川口有一郎及び社外監査役の朝倉祐治、青木英憲、辻高史と当社の間で、人的、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

() 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として定めており、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

なお、現在当社が選任している独立役員については、当該基準に該当する者はおらず、十分な独立性が確保されているものと考えております。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者

2. 当社の株式を自己または他社の名義をもって議決権ベースで10%以上保有する大株主またはその業務執行者

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

(1) 当社グループの主要な取引先

(2) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

5. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

6. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者

8. 近親者が上記1から7までのいずれかの重要な者に該当する者

9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される定時取締役会及び都度開催される臨時取締役会へ出席するほか、内部監査、監査役監査及び会計監査の監査状況等について、必要に応じて意見の交換を行うといった相互連携を図っております。また、社外役員間の情報交換、認識共有を図る仕組みとして、社外役員による意見交換会を毎月開催いたします。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社では、2020年12月23日付で監査役3名全員が辞任し、新たに監査役3名を選任いたしました。監査役の体制が変更したことから、変更前と変更後について記載しております。

変更前

a. 監査役監査の組織・構成

イ. 当社の監査役監査体制は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。

ロ. 常勤監査役の大津和行は当社創業からのメンバーであり、社内事情に通じており、財務経理業務に長年従事していたことから財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

社外監査役のうち、坂田真吾は弁護士として、法務分野における専門的な知見を、山本泰功は、金融機関・企業経営等の経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っています。

b. 監査役会及び監査役の活動状況

イ. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

監査役会は、取締役会開催日に月次で開催されるほか、必要に応じ随時開催されます。第17期事業年度の12月23日までにおいては、計12回開催され、1回当たりの所要時間は約90分でした。監査役の出席率は、全監査役が全回出席の100%でした。

また、監査役会を補完すべく、適宜メールやWEB会議等にて情報共有を行っています。

ロ. 監査役会の第17期事業年度における重点監査方針は、「グループガバナンス体制の構築・運用状況」「グループ各社におけるコンプライアンス・リスク管理状況」「取締役の職務執行の適法性及び妥当性。特に、重要な投資案件における意思決定に際して「経営判断の原則」に則った意思決定がなされているか否か」等です。

八. 監査役会における主な報告・決議事項

（報告事項）

監査役月次活動状況報告、事業報告・計算書類等期末の各監査結果、取締役会議題事前確認

（決議事項）

年間監査方針・監査活動計画・職務分担、会計監査人の再任・不再任、監査報告書案、会計監査人報酬の同意

（協議検討事項）

監査役個別報酬、代表者面談報告内容、競業取引・利益相反取引（「取締役業務執行確認書」による申告）、定時株主総会議案・手続

二. 常勤監査役及び非常勤監査役の主な活動状況

・重要な会議への出席

取締役会、経営会議、常務会、全社会議、中期経営計画発表会等（非常勤監査役は、取締役会と中期経営計画発表会への出席）

社外監査役の取締役会への出席は12回中12回で100%。

グループ会社の取締役会へは常勤監査役が兼任する7社において毎回出席

・代表取締役との面談（四半期に1回実施、全監査役にて。当該事業年度は新型コロナの影響で4月度は中止）

監査内容報告や必要に応じ提言、課題認識の共有等

・重要な決裁書類・会計データ等の閲覧

稟議ワークフロー全般、会計データ、経理証憑（常勤監査役）

・内部監査室との連携

内部監査室による社長報告の場及び部門長報告等に同席（常勤監査役）

・会計監査人との連携

年間監査計画の聴取、四半期毎のレビュー報告及び通期の監査報告（全監査役と内部監査室長が出席）

・往査

棚卸実査立会（半期に1回）、本社等は常勤監査役勤務地と同一であるため日常的に活動状況を監査、本社と所在地が異なるグループ会社拠点への往査は適宜（常勤監査役）

・報告メール等の閲覧

面談報告、日報、部門会議資料等（常勤監査役）

変更後

a. 監査役監査の組織・人員及び手続き

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成されています。監査役は、監査の基本方針及び職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務執行状況報告を受け、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証し、重要な決裁書類等を閲覧しております。子会社の業務監査については内部監査室からの監査の実施状況、結果の報告を受け、意見交換を行っております。また会計監査人から監査の実施状況・結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ・監査役会議長である社外常勤監査役の朝倉祐治は、事業会社において長年管理部門に従事しており、財務を始めとする管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識を有しています。社外監査役の青木英憲は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有しています。社外監査役の辻高史は、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役としての豊富な経験と知識を有しています。
- ・内部通報制度として、監査役に対して直接内部通報を行う仕組みを設けています。

b. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、第17期事業年度の12月23日以降においては、計5回開催され、監査役の出席率は、全監査役が全回出席の100%でした。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思相通を図り、さらに社外取締役と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めています。

監査役会の重点監査項目は次のとおりです。

- ・取締役の職務執行の適法性および妥当性。特に「内部統制システム」の再構築及びその適切な運用状況
- ・金商法・証券取引所規則の遵守
- ・コンプライアンス・リスク管理の状況
- ・監査上の主要な検討事項への対応

内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を1名配属しております。内部監査室は、業務の運営が法令、定款、諸規程等に準拠し、効率的、合理的に行われているかを検証、評価及び助言することにより、当社グループの業績の向上、経営の効率化、財産の保全・活用に資することを目的として、監査を実施しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長に報告すると共に、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

また、内部監査室と常勤監査役は、適宜ミーティングを開催しており、それぞれの立場からの問題意識の共有や、監査に関する情報交換を行うことにより、監査の効率性及び実効性を確保に努めております。

会計監査人との連携状況に関しては、内部監査室と常勤監査役は、会計監査人との三者間で適宜意見交換を行い、連携を保ち情報共有を図ることで相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化、実効性の確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 継続監査期間

2020年5月1日以降2021年4月14日現在まで

c. 業務を執行した公認会計士

茂木 秀俊

山中 康之

なお、監査年数は7年を経過していないため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等4名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は当社の事業特性及び事業規模を踏まえて、監査法人アリアの監査実績及び監査費用が当社に適していること、品質管理体制及び独立性、専門性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したため選定いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、外部会計監査人候補の評価に関し、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年10月13日改正 公益社団法人日本監査役協会）に準拠し、会計監査人の評価基準、選定基準を定め、その基準に基づき評価を行っております。監査役会は、外部会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、不正リスクへの対応や前任の会計監査人からの引継ぎの手続きを含めた監査法人の品質管理体制の問題、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等について確認を行っております。

なお、現在の当社外部会計監査人である監査法人アリアは、監査実績を含む監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面の入手、複数回の面談の実施等を行い評価した結果、問題はないものと認識しております。

g. 監査人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

() 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

() 当該異動の年月日
2020年10月1日

() 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2011年9月5日

() 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
2020年9月30日以降に提出した第16期内部統制報告書に関して、下記()記載のとおり、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領しております。
2020年9月30日に提出した第16期有価証券報告書並びに第12期、第13期、第14期及び第15期の各有価証券報告書の訂正報告書並びに2016年3月2日提出に係る有価証券届出書の訂正届出書に含まれる財務諸表及び連結財務諸表に関して、下記()記載のとおり、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。
2020年9月30日に提出した第13期第1四半期、第13期第2四半期、第13期第3四半期、第14期第1四半期、第14期第2四半期、第14期第3四半期、第15期第1四半期、第15期第2四半期、第15期第3四半期、第16期第1四半期、第16期第2四半期、第16期第3四半期の各四半期報告書の訂正報告書に含まれる四半期連結財務諸表に関して、下記()記載のとおり、結論を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しております。

() 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯
当社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しております。有限責任 あずさ監査法人からは、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書において、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという有限責任 あずさ監査法人による監査に対する妨害行為と評価せざるを得ない行為があったと認定されていることに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、有限責任 あずさ監査法人に対し代表取締役による虚偽の説明がなされたと有限責任 あずさ監査法人は判断したことにより、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、今後の監査契約を継続することが困難になったと判断したという説明とともに、辞任の申し入れがあり、今般の異動に至りました。
このような状況の中、会計監査人の不在を回避し、適正な監査業務を早期に再開させるため、監査法人アリアの会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質等を総合的に勘案し、2020年10月5日開催の当社監査役会において、監査法人アリアを一時会計監査人として選任することを決議いたしました。

() 上記()の理由及び経緯に対する意見
退任する監査公認会計士等の意見
上記()の「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりです。
監査役会の意見
上記()の「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりであり、特段の意見はない旨の回答を得ております。

() 選任する監査公認会計士等の就任日付
2020年10月5日

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	第15期連結会計年度		第16期連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	27,000	-	32,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	27,000	-	32,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議した上で、当社グループの規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬は、月例の固定報酬と業績連動型株式報酬制度「株式交付信託（BBT(=Board Benefit Trust)）」により構成されており、その割合については、固定報酬を主としつつ、各役員に対して適切なインセンティブを付与する観点から業績連動型株式報酬を追加的に導入しています。

当社の取締役の固定報酬について、報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されており、取締役会において、各取締役に対する報酬額を当該報酬限度額の範囲内で各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することを、代表取締役社長に一任しております。

当社の監査役の固定報酬について、報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されており、当該報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定することとしております。

また、業績連動型株式報酬については、取締役会で決定された役員株式交付規程に基づき、各役員に対し、役位及び業績目標の達成度に応じて、連結会計年度ごとに以下のI、IIのポイントを付与し、毎年所定の時期及び退任時にそれぞれ付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付することとしております。

I. 業績非連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイント

II. 業績連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイントに、評価対象（対外的に公表した業績予想における連結経常利益の達成度等）から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

業績連動型株式報酬制度については、社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含みます。）にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、導入しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別額及び対象となる役員の員数（第16期連結会計年度）

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	賞与	株式交付信託	
取締役(社外取締役を除く)	196,485	176,129	-	20,356	7
監査役(社外監査役を除く)	13,484	12,495	-	989	1
社外役員	29,393	25,242	-	4,151	5

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な視点で企業価値向上に資する株式を保有しております。株式を保有する際には取締役会において、その保有目的の合理性と保有することによる関連収益及び便益を検証し、その検証結果を踏まえて保有の可否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	15,790
非上場株式以外の株式	-	-

(第16期事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(第16期事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年5月1日から2020年4月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年5月1日から2020年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年5月1日から2021年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、監査法人等の行う研修への参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,188,227	1,047,927
受取手形及び売掛金	557,729	556,305
商品	82,531	96,648
販売用不動産	157,199	326,189
前渡金	49,905	96,534
その他	154,012	182,113
貸倒引当金	6,306	35,925
流動資産合計	2,183,300	2,269,792
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	480,897	503,448
機械及び装置（純額）	16,605	8,325
工具、器具及び備品（純額）	70,174	43,796
土地	104,940	104,940
リース資産（純額）	13,132	10,038
建設仮勘定	11,250	13,301
その他（純額）	1,373	1,038
有形固定資産合計	1,698,374	1,684,889
無形固定資産		
のれん	439,987	324,182
ソフトウェア	107,941	103,074
その他	92,094	155,723
無形固定資産合計	640,023	582,980
投資その他の資産		
投資有価証券	42,000	17,790
敷金及び保証金	170,085	187,136
繰延税金資産	59,345	83,730
その他	121,135	122,823
貸倒引当金	49,583	50,325
投資その他の資産合計	342,983	361,154
固定資産合計	1,681,381	1,629,024
資産合計	3,864,681	3,898,817

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	349,816	379,676
短期借入金	2 620,000	2 383,500
1年内返済予定の長期借入金	135,004	299,849
リース債務	8,577	15,434
未払金	208,714	111,883
未払法人税等	147,022	93,347
前受金	360,517	248,907
賞与引当金	7,925	12,405
その他	240,171	235,061
流動負債合計	2,077,749	1,780,066
固定負債		
長期借入金	359,855	670,429
リース債務	24,303	37,861
役員株式給付引当金	19,123	44,619
株式給付引当金	33,757	72,832
その他	1,901	1,485
固定負債合計	438,939	827,227
負債合計	2,516,689	2,607,294
純資産の部		
株主資本		
資本金	432,420	433,327
資本剰余金	368,804	359,381
利益剰余金	817,696	750,957
自己株式	299,539	299,539
株主資本合計	1,319,381	1,244,126
新株予約権	1,456	1,248
非支配株主持分	27,155	46,147
純資産合計	1,347,992	1,291,522
負債純資産合計	3,864,681	3,898,817

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間
（2021年1月31日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,441,627
受取手形及び売掛金	487,958
商品	106,713
販売用不動産	207,782
その他	288,571
貸倒引当金	30,757
流動資産合計	2,501,897
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	438,587
その他（純額）	181,277
有形固定資産合計	619,864
無形固定資産	
のれん	237,329
その他	343,032
無形固定資産合計	580,361
投資その他の資産	1,426,236
固定資産合計	1,626,463
資産合計	4,128,360
負債の部	
流動負債	
買掛金	349,585
短期借入金	948,668
1年内返済予定の長期借入金	310,506
未払法人税等	21,349
前受金	372,424
賞与引当金	7,626
訂正関連費用引当金	93,832
その他	332,561
流動負債合計	2,436,554
固定負債	
長期借入金	590,194
役員株式給付引当金	57,255
株式給付引当金	109,358
その他	35,768
固定負債合計	792,577
負債合計	3,229,131
純資産の部	
株主資本	
資本金	433,478
資本剰余金	359,532
利益剰余金	356,825
自己株式	299,221
株主資本合計	850,616
新株予約権	1,248
非支配株主持分	47,364
純資産合計	899,228
負債純資産合計	4,128,360

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
売上高	6,099,730	7,913,602
売上原価	2,154,692	3,627,613
売上総利益	3,945,037	4,285,989
販売費及び一般管理費	¹ 3,518,659	¹ 4,101,579
営業利益	426,377	184,410
営業外収益		
受取利息	8	10
助成金収入	1,300	670
受取遅延損害金	-	562
受取保険料	476	-
その他	1,215	400
営業外収益合計	3,000	1,643
営業外費用		
支払利息	4,870	7,624
支払手数料	-	4,000
その他	475	-
営業外費用合計	5,346	11,624
経常利益	424,032	174,428
特別利益		
負ののれん発生益	3,181	-
特別利益合計	3,181	-
特別損失		
固定資産除却損	² 3,937	-
投資有価証券評価損	-	24,209
減損損失	³ 15,800	-
特別損失合計	19,737	24,209
税金等調整前当期純利益	407,476	150,219
法人税、住民税及び事業税	195,836	154,294
法人税等調整額	23,704	24,382
法人税等合計	172,132	129,911
当期純利益	235,343	20,307
非支配株主に帰属する当期純利益	920	3,062
親会社株主に帰属する当期純利益	234,423	17,245

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
当期純利益	235,343	20,307
その他の包括利益	-	-
包括利益	235,343	20,307
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	234,423	17,245
非支配株主に係る包括利益	920	3,062

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)
売上高	6,141,412
売上原価	2,999,933
売上総利益	3,141,478
販売費及び一般管理費	2,834,621
営業利益	306,856
営業外収益	
受取利息	43
助成金収入	22,267
保険解約返戻金	12,264
その他	1,707
営業外収益合計	36,284
営業外費用	
支払利息	6,187
市場変更関連費用	18,591
その他	4,843
営業外費用合計	29,622
経常利益	313,519
特別利益	
固定資産売却益	1,778
特別利益合計	1,778
特別損失	
固定資産除却損	7,871
訂正関連費用引当金繰入額	671,980
特別損失合計	679,851
税金等調整前四半期純損失()	364,554
法人税、住民税及び事業税	59,730
法人税等調整額	81,661
法人税等合計	21,930
四半期純損失()	342,623
非支配株主に帰属する四半期純利益	6,116
親会社株主に帰属する四半期純損失()	348,740

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

		当第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)
四半期純損失()		342,623
その他の包括利益		-
四半期包括利益		342,623
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		348,740
非支配株主に係る四半期包括利益		6,116

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	364,839	298,816	652,315	299,525	1,016,445
当期変動額					
新株の発行	67,581	67,581			135,162
剰余金の配当			69,041		69,041
親会社株主に帰属する当期純利益			234,423		234,423
自己株式の取得				14	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,407			2,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	67,581	69,988	165,381	14	302,936
当期末残高	432,420	368,804	817,696	299,539	1,319,381

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	-	14,641	1,031,086
当期変動額			
新株の発行			135,162
剰余金の配当			69,041
親会社株主に帰属する当期純利益			234,423
自己株式の取得			14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			2,407
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,456	12,513	13,969
当期変動額合計	1,456	12,513	316,905
当期末残高	1,456	27,155	1,347,992

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432,420	368,804	817,696	299,539	1,319,381
当期変動額					
新株の発行	907	907			1,814
剰余金の配当			83,984		83,984
親会社株主に帰属する当期純利益			17,245		17,245
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		10,329			10,329
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	907	9,422	66,739	-	75,254
当期末残高	433,327	359,381	750,957	299,539	1,244,126

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,456	27,155	1,347,992
当期変動額			
新株の発行			1,814
剰余金の配当			83,984
親会社株主に帰属する当期純利益			17,245
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			10,329
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	18,992	18,784
当期変動額合計	208	18,992	56,470
当期末残高	1,248	46,147	1,291,522

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	407,476	150,219
減価償却費	117,944	169,427
のれん償却額	112,536	115,804
減損損失	15,800	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	12,504	30,362
賞与引当金の増減額（は減少）	4,372	4,479
役員株式給付引当金の増減額（は減少）	19,123	25,496
株式給付引当金の増減額（は減少）	33,757	39,075
受取利息	8	10
支払利息	4,870	7,624
負ののれん発生益	3,181	-
固定資産除却損	3,937	-
投資有価証券評価損益（は益）	-	24,209
売上債権の増減額（は増加）	221,329	1,423
たな卸資産の増減額（は増加）	15,941	29,906
販売用不動産の増減額（は増加）	147,011	168,989
前払費用の増減額（は増加）	41,252	4,412
長期前払費用の増減額（は増加）	6,900	3,895
仕入債務の増減額（は減少）	119,791	29,860
前渡金の増減額（は増加）	7,597	46,629
前受金の増減額（は減少）	162,621	111,609
未払金の増減額（は減少）	45,653	77,454
未払消費税等の増減額（は減少）	86,204	5,457
その他	21,623	15,564
小計	724,993	192,713
利息及び配当金の受取額	8	10
利息の支払額	4,873	7,662
法人税等の支払額	143,262	237,722
営業活動によるキャッシュ・フロー	576,865	52,661
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	384,077	102,226
無形固定資産の取得による支出	130,851	105,024
事業譲受による支出	49,221	-
敷金及び保証金の回収による収入	1,200	-
敷金及び保証金の差入による支出	62,121	23,886
保険積立金の積立による支出	4,810	4,810
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	4,174	-
その他	1,010	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	626,718	235,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	420,000	236,500
長期借入れによる収入	100,000	700,000
長期借入金の返済による支出	110,002	224,581
株式の発行による収入	134,782	1,814
非支配株主からの払込みによる収入	14,000	5,600
自己株式の取得による支出	14	-
配当金の支払額	68,301	82,913
新株予約権の発行による収入	1,835	1,248
その他	5,970	16,329
財務活動によるキャッシュ・フロー	486,329	148,338
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	436,475	140,300
現金及び現金同等物の期首残高	748,147	1,184,622
現金及び現金同等物の期末残高	1,184,622	1,044,322

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

株式会社 a n s

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

株式会社K-コンサルティング

株式会社アール・プラス・マテリアル

株式会社ウェルハウジング

ハイアス・プロパティマネジメント株式会社

ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社

株式会社LHアーキテクチャ

SUNRISE株式会社

株式会社HCマテリアル

GARDENS GARDEN株式会社

株式会社家価値サポート

当連結会計年度において、株式会社家価値サポートを新たに設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～22年

機械及び装置 7～8年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響として、「初期導入フィー」で2020年5月の新規会員企業の獲得の減少、「ロイヤルティ等」で2020年10月までの会員企業の受注の減少を織り込んでおりますが、2021年4月期第3四半期以降は回復が進んでいくものと仮定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 役員向け株式交付信託について

当社は、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

取引の概要

本制度は、当社の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式を取引市場で売却した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎年所定の時期及び取締役等の退任時とします。

。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度79,870千円、114,600株、当連結会計年度79,870千円、114,600株であります。

(2) 従業員向け株式交付信託について

当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度219,602千円、331,400株、当連結会計年度219,602千円、331,400株であります。

（連結貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	162,082千円	263,061千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達及び不動産の買取販売に関する資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	1,650,000千円	1,550,000千円
借入実行残高	620,000	360,000
差引額	1,030,000	1,190,000

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
給料手当及び賞与	887,039千円	1,094,802千円
賞与引当金繰入額	7,925	12,405
役員株式給付引当金繰入額	19,123	25,496
株式給付引当金繰入額	33,757	39,075
旅費交通費	350,536	350,498
広告宣伝費	390,360	436,824
貸倒引当金繰入額	12,744	30,362

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
建物及び構築物	3,937千円	- 千円

3 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
本社（東京都品川区）	自社利用	ソフトウェア仮勘定	15,800千円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の単位ごとにグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前連結会計年度において、資産計上された自社利用ソフトウェアの開発中止に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（15,800千円）として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は正味売却価額を零として算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	22,583,700	735,000	-	23,318,700
合計	22,583,700	735,000	-	23,318,700
自己株式				
普通株式(株)	446,129	43	-	446,172
合計	446,129	43	-	446,172

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加735,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加43株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式331,400株が含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第6回新株予約権	普通株式	-	919,500	259,800	659,700	963
	第7回新株予約権	普通株式	-	473,300	-	473,300	383
	第8回新株予約権	普通株式	-	161,000	-	161,000	109
合計			-	1,553,800	259,800	1,294,000	1,456

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

- 第6回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。
- 第6回新株予約権の減少は、新株予約権の権利行使によるものです。
- 第7回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。
- 第8回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年7月30日 定時株主総会	普通株式	30,036	1.33	2018年4月30日	2018年7月31日
2018年12月14日 取締役会	普通株式	39,005	1.70	2018年10月31日	2019年1月21日

(注) 2018年7月30日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金593千円が含まれております。

2018年12月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年7月30日 定時株主総会	普通株式	39,641	利益剰余金	1.70	2019年4月30日	2019年7月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	23,318,700	21,600	-	23,340,300
合計	23,318,700	21,600	-	23,340,300
自己株式				
普通株式（株）	446,172	-	-	446,172
合計	446,172	-	-	446,172

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加21,600株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）が保有する当社株式331,400株が含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第6回新株予約権	普通株式	659,700	-	659,700	-	-
	第7回新株予約権	普通株式	473,300	-	473,300	-	-
	第8回新株予約権	普通株式	161,000	-	161,000	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,248
合計			1,294,000	-	1,294,000	-	1,248

（注）目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものです。

第7回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものです。

第8回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものです。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年7月30日 定時株主総会	普通株式	39,641	1.70	2019年4月30日	2019年7月31日
2019年12月13日 取締役会	普通株式	44,343	1.90	2019年10月31日	2020年1月20日

（注）2019年7月30日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

2019年12月13日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年7月30日 定時株主総会	普通株式	44,346	利益剰余金	1.90	2020年4月30日	2020年7月31日

（注）配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
現金及び預金勘定	1,188,227千円	1,047,927千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,604	3,604
現金及び現金同等物	1,184,622	1,044,322

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として複合機とオフィス家具(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
1年内	86,159	155,102
1年超	64,609	51,700
合計	150,768	206,803

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業の業績変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクにさらされております。借入金、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体等の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（2019年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,188,227	1,188,227	-
(2) 受取手形及び売掛金	557,729	557,729	-
(3) 敷金及び保証金	170,085	167,224	2,861
資産計	1,916,043	1,913,181	2,861
(1) 買掛金	349,816	349,816	-
(2) 短期借入金	620,000	620,000	-
(3) 未払金	208,714	208,714	-
(4) 未払法人税等	147,022	147,022	-
(5) 長期借入金（1年内返済含む）	494,859	492,093	2,765
負債計	1,820,411	1,817,646	2,765

当連結会計年度(2020年4月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,047,927	1,047,927	-
(2) 受取手形及び売掛金	556,305	556,305	-
(3) 敷金及び保証金	187,136	185,399	1,736
資産計	1,791,368	1,789,632	1,736
(1) 買掛金	379,676	379,676	-
(2) 短期借入金	383,500	383,500	-
(3) 未払金	111,883	111,883	-
(4) 未払法人税等	93,347	93,347	-
(5) 長期借入金(1年内返済含む)	970,278	969,780	497
負債計	1,938,686	1,938,188	497

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 2019年4月30日	当連結会計年度 2020年4月30日
非上場株式	42,000	17,790

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,188,227	-	-	-
受取手形及び売掛金	557,729	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	170,085
合計	1,745,957	-	-	170,085

当連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,047,927	-	-	-
受取手形及び売掛金	556,305	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	187,136
合計	1,604,232	-	-	187,136

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	620,000	-	-	-	-	-
長期借入金	135,004	134,861	124,994	100,000	-	-
合計	755,004	134,861	124,994	100,000	-	-

当連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	383,500	-	-	-	-	-
長期借入金	299,849	289,982	264,988	92,108	23,351	-
合計	683,349	289,982	264,988	92,108	23,351	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年4月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額42,000千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年4月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額17,790千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について24,209千円(その他有価証券の株式24,209千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度5,202千円、当連結会計年度6,375千円であります。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
	（取締役及び従業員分）	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社従業員26名	当社取締役2名 当社従業員78名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,260,000株	普通株式 459,000株
付与日	2013年4月16日	2015年12月8日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限って、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。	本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権の割当を受けた者が任期満了による退任、定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
対象勤務期間	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 2015年4月17日 至 2022年7月30日	自 2017年12月9日 至 2025年11月30日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び従業員132名 当社子会社の取締役及び従業員 35名	当社の取締役及び従業員 64名 当社子会社の取締役及び従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 209,000株	普通株式 1,050,000株
付与日	2019年6月13日	2019年6月13日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2029年6月12日	自 2019年6月13日 至 2029年6月12日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2015年1月8日付株式分割（1株につき200株の割合）、2017年5月1日付株式分割（1株につき3株の割合）、2018年3月1日付株式分割（1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
	(取締役及び従業員分)	
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	838,800	350,100
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	9,000	12,600
失効(株)	-	1,800
未行使残(株)	829,800	335,700

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	209,000	1,050,000
失効(株)	18,000	10,000
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	191,000	1,040,000
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	-
未行使残(株)	-	-

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
	(取締役及び従業員分)	
権利行使価格(円)	84	84
行使時平均株価(円)	305	295
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	291	291
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1	1

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第4回新株予約権(取締役及び従業員分)及び第5回新株予約権のストック・オプション等の付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式評価方法はディスカウント・キャッシュフロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案した方式となっております。

当連結会計年度において付与された第9回新株予約権及び第10回新株予約権のストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
株価変動性(注)1	71.12%	71.12%
満期までの期間	10年	10年
予想配当(注)2	3.4円/株	3.4円/株
無しスク利子率(注)3	0.054%	0.054%

(注)1. 以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：満期までの期間に応じた直近の期間

価格観察の頻度：週次

異常情報：該当事項なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 2019年4月期の配当実績によっております。

3. 満期までの期間に対応した償還年月日2029年6月20日の超長期国債111の流通利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	92,074千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	2,662千円

（税効果会計関係）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	17,009千円	26,513千円
未払事業税	10,548	8,013
フリーレント賃料	4,632	1,521
資産除去債務	4,147	6,135
役員株式給付引当金	5,856	13,662
株式給付引当金	10,632	23,004
投資有価証券評価損	-	7,412
税務上の繰越欠損金（注2）	71,192	133,715
減損損失	4,837	4,837
その他	5,562	6,746
繰延税金資産小計	134,420	231,564
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	71,192	133,715
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,882	14,118
評価性引当額小計（注1）	75,074	147,833
繰延税金資産合計	59,345	83,730
繰延税金資産の純額	59,345	83,730

（注1）評価性引当額が72,759千円増加しております。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加62,523千円、投資有価証券に係る評価性引当額の増加7,412千円、株式給付引当金に係る評価性引当額の増加1,420千円になります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2019年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	-	-	-	-	-	71,192	71,192
評価性引当額	-	-	-	-	-	71,192	71,192
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2020年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	-	-	-	-	-	133,715	133,715
評価性引当額	-	-	-	-	-	133,715	133,715
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年4月30日)	当連結会計年度 (2020年4月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.02	8.83
住民税均等割等	0.58	2.09
評価性引当額	12.02	48.43
所得拡大促進税制	5.53	-
軽減税率適用による影響	-	4.16
その他	1.53	0.67
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.24	86.48

（企業結合等関係）

（会社分割）

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、当社のアフターメンテナンス事業を会社分割（簡易新設分割）し、新設する株式会社家価値サポート（以下「新設会社」という。）に承継させる（以下「本会社分割」という。）とともに、当社の子会社とすることを決議いたしました。本会社分割後、新設会社の株式の一部を、同事業の提携先である環境機器株式会社及び当社の顧問であり新設会社の代表取締役社長に就任の中林昌人に譲渡いたしました。

（1）会社分割（新設分割）の概要

対象となった事業の名称、内容、規模

事業の名称：家価値サポート

事業の内容：戸建住宅のアフターメンテナンス事業

事業の規模：売上高 114百万円（2019年4月期）

企業結合日

2019年5月9日

企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）方式

新設会社の概要

名称	株式会社家価値サポート		
資産・負債及び純資産の額	資産の額	100,337千円	
	負債の額	63,445千円	
	純資産の額	36,891千円	

その他取引の概要に関する事項

当社は、従来、地域密着の住宅事業者では提供しきれてなかった“戸建住宅に向けた継続的な保守、管理、修繕をはじめとするアフターサービス”を、地域密着の中小住宅事業者でも提供できるようにすることで、住宅購入者を生涯顧客化していく仕組みとして2016年4月から提供してまいりました。その後、さらにサービス内容の向上を重ね、2018年4月には業界初のトータル・アフターサービス・パッケージ「家価値60年サポート」をリリースしてまいり、2019年1月末現在、全国384社の住宅事業者とその顧客にサービスを提供しております。この度、独立性、中立性を高めて「家価値サポート」ブランドのサービスを更に広く推進するため、また当アフターメンテナンス事業における提携先である環境機器株式会社との関係性を強化し、顧客基盤を拡大するため、当アフターメンテナンス事業を新設分割の手法を用いて新会社に承継いたします。そして、提携先の環境機器株式会社及び当社の顧問であり新設会社の代表取締役役に就任予定の中林昌人に新設会社の株式の一部を譲渡することで、シナジー効果を発揮し、同事業の競争力の向上を目指してまいります。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（3）非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

10,329千円

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「コンサルティング事業」は、主としてビジネスモデルパッケージ、経営効率化パッケージを取り扱っております。

「建築施工事業」は、主としてR+houseの建築施工を行っております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、 3、4	合計
	コンサル ティング事 業	建築施工事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,602,540	496,995	6,099,536	193	6,099,730	-	6,099,730
セグメント間の内部 売上高又は振替高	57,371	43,833	101,204	14,400	115,604	115,604	-
計	5,659,911	540,829	6,200,741	14,593	6,215,334	115,604	6,099,730
セグメント利益又は 損失（ ）	582,557	151,398	431,158	1,428	432,587	6,209	426,377
セグメント資産	3,724,464	445,386	4,169,851	171,165	4,341,016	476,334	3,864,681
その他の項目							
減価償却費	105,892	12,517	118,410	285	118,695	751	117,944
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	460,637	134,121	594,758	1,678	596,437	7,809	588,628

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊施設に関する管理運営及び不動産投資型クラウドファンディング企画運営事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失（ ）の調整額 6,209千円はセグメント間取引消去額であります。

3 セグメント資産の調整額 476,334千円はセグメント間取引消去額であります。

4 その他の項目の減価償却費の調整額 751千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 7,809千円はセグメント間取引消去額であります。

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2、 3、4	合計
	コンサル ティング事 業	建築施工事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,586,960	1,320,261	7,907,221	6,380	7,913,602	-	7,913,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高	256,411	29,828	286,240	17,400	303,640	303,640	-
計	6,843,371	1,350,090	8,193,462	23,780	8,217,243	303,640	7,913,602
セグメント利益又は 損失()	320,656	137,577	183,079	5,499	188,578	4,168	184,410
セグメント資産	3,703,632	726,128	4,429,760	175,583	4,605,344	706,527	3,898,817
その他の項目							
減価償却費	144,787	25,186	169,973	387	170,360	933	169,427
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	163,611	68,026	231,638	-	231,638	2,664	228,974

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊施設に関する管理運営及び不動産投資型クラウドファンディング企画運営事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 4,168千円はセグメント間取引消去額であります。

3 セグメント資産の調整額 706,527千円はセグメント間取引消去額であります。

4 その他の項目の減価償却費の調整額 933千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 2,664千円はセグメント間取引消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	コンサルティング事業			建築施工事業	その他	合計
	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他			
外部顧客への売上高	4,351,043	529,076	722,420	496,995	193	6,099,730

(注) 1. ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。

2. 経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	コンサルティング事業			建築施工事業	その他	合計
	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他			
外部顧客への売上高	4,649,487	443,049	1,494,424	1,320,261	6,380	7,913,602

(注) 1. ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。

2. 経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

	コンサルティング事業	建築施工事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	15,800	-	-	-	15,800

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位:千円)

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
当期償却額	105,999	6,536	112,536
当期末残高	397,500	42,487	439,987

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
当期償却額	105,999	9,804	115,804
当期末残高	291,500	32,682	324,182

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当連結会計年度において、コンサルティング事業において3,181千円の負ののれん発生益を計上しております。これは、株式会社HCマテリアルの株式を取得した際、受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったことによります。

当連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	濱村 聖一	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 9.45 間接 5.15	-	新株予約権 の行使	11,944	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2013年 4月15日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
1株当たり純資産額	57.68円	54.34円
1株当たり当期純利益	10.41円	0.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	9.92円	0.73円

(注) 1. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。前連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は446,000株であり、当連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は446,000株であります。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	234,423	17,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	234,423	17,245
普通株式の期中平均株式数(株)	22,518,838	22,886,299
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株) (うち新株予約権(株))	1,107,612 (1,107,612)	815,528 (815,528)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2018年9月14日開催取締役会決議による第6回乃至第8回新株予約権。(第6回新株予約権の個数6,597個、第7回新株予約権の個数4,733個、第8回新株予約権の個数1,610個)	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年 4月 30日)	当連結会計年度 (2020年 4月 30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,347,992	1,291,522
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) (うち新株予約権) (うち非支配株主持分)	28,611 (1,456) (27,155)	47,395 (1,248) (46,147)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,319,381	1,244,126
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	22,872,528	22,894,128

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【注記事項】

（追加情報）

当社は、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してまいりました。

2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書で当該不適切会計問題に関する指摘を受け、当社は過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出致しました。

しかし、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人からは、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在するとの指摘を受け、監査意見は意見不表明となりました。

当社は、当該状況を解消すべく、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任するなどの経営体制の刷新を図っております。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日に開催予定の臨時株主総会によって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するためリスタート委員会を設置し、再発防止策の実行を推進しており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスのさらなる改革も進めております。

（四半期連結貸借対照表関係）

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

当第3四半期連結会計期間 (2021年1月31日)	
投資その他の資産	35,099千円

2 偶発債務

当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書（以下「本件支払約定書」といいます。）に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。その後、まず、本件支払約定書に記載の240,000千円の債務を当社が負うのか否かを明らかにするべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士から2021年1月28日付で報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の240,000千円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、本件支払約定書の事実関係を調査するため、当社は2021年2月4日に第三者委員会を設置し、2021年3月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する240,000千円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年3月10日付でa氏より「令和2年10月1日付、支払約定書」という件名の14,000千円の請求書が当社に送られてきました。当社としましては、上記のとおり240,000千円の債務を負うことはないと判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを法的に確定させるために債務不存確認判決を受けることが適切であると考え、3月15日開催の取締役会にて、a氏に対し、債務不存確認の訴訟を提起することについて決議いたしました。

当社は本件支払約定書に関する債務は存在しないものと考えておりますが、現時点で当社の連結業績に与える影響は不明であります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)	
減価償却費	152,708千円
のれんの償却額	86,853千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年7月30日 定時株主総会 (注)1	普通株式	44,346	1.90	2020年4月30日	2020年7月31日	利益剰余金

(注) 2020年7月30日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	合計
	コンサル ティング事 業	建築施工事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,721,247	1,419,960	6,141,208	203	6,141,412	-	6,141,412
セグメント間の内部売上高又は振替高	206,021	26,488	232,509	9,600	242,109	242,109	-
計	4,927,269	1,446,448	6,373,718	9,803	6,383,521	242,109	6,141,412
セグメント利益又は損失 ()	425,679	118,575	307,103	3,072	304,031	2,825	306,856

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊施設に関する管理運営及び不動産投資型クラウドファンディング企画運営事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失()の調整額2,825千円はセグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純損失()	15.23円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	348,740
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	348,740
普通株式の期中平均株式数(株)	22,896,906
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当第3四半期連結累計期間において、当該信託が保有する期中平均株式数は445,620株であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	620,000	383,500	0.61	
1年以内に返済予定の長期借入金	135,004	299,849	0.46	
1年以内に返済予定のリース債務	8,577	15,434	1.00	
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	359,855	670,429	0.43	2022年1月～ 2024年11月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	24,303	37,861	1.0	2021年11月～ 2025年5月
合計	1,147,740	1,407,074		

（注）1．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	289,982	264,988	92,108	23,351
リース債務	14,462	12,619	9,932	833

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期
売上高(千円)	1,843,513	4,007,634	5,969,171
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失(千円)	19,059	124,935	154,395
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	31,110	47,096	42,553
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	1.36	2.06	1.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	1.36	3.42	0.20

(注) 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	649,245	322,608
受取手形	1,119	1,010
売掛金	1,460,832	1,372,636
商品	82,488	96,622
販売用不動産	145,303	292,827
前渡金	30,385	28,481
前払費用	91,255	81,726
関係会社短期貸付金	78,677	226,903
その他	1,32,583	1,61,950
貸倒引当金	6,199	22,613
流動資産合計	1,565,691	1,462,153
固定資産		
有形固定資産		
建物	309,528	290,340
構築物	16,414	15,250
機械及び装置	16,605	8,325
工具、器具及び備品	64,433	36,050
土地	104,940	104,940
リース資産	2,897	1,698
賃貸用固定資産	2,096	1,156
有形固定資産合計	516,916	457,760
無形固定資産		
のれん	397,500	291,500
特許権	-	1,238
商標権	4,653	5,248
ソフトウェア	94,974	82,952
ソフトウェア仮勘定	63,903	103,142
リース資産	13,736	36,306
無形固定資産合計	574,768	520,388
投資その他の資産		
投資有価証券	40,000	15,790
関係会社株式	162,732	207,693
関係会社社債	4,000	-
関係会社長期貸付金	415,132	490,248
破産更生債権等	36,297	36,850
繰延税金資産	57,043	66,084
敷金及び保証金	145,152	139,608
その他	75,517	69,307
貸倒引当金	48,820	49,373
投資その他の資産合計	887,053	976,210
固定資産合計	1,978,737	1,954,359
資産合計	3,544,429	3,416,513

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 312,065	1 195,703
短期借入金	2 620,000	2 360,000
1年内返済予定の長期借入金	133,336	298,324
リース債務	5,783	12,360
未払金	1 173,304	1 109,174
未払費用	68,269	55,802
未払法人税等	104,691	13,301
未払消費税等	68,195	56,189
前受金	219,427	134,614
預り金	31,989	21,758
その他	743	1,473
流動負債合計	1,737,807	1,258,701
固定負債		
長期借入金	358,330	670,429
リース債務	15,405	30,842
役員株式給付引当金	19,123	44,619
株式給付引当金	25,213	54,083
その他	1,000	1,000
固定負債合計	419,071	800,974
負債合計	2,156,879	2,059,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	432,420	433,327
資本剰余金		
資本準備金	332,420	333,327
その他資本剰余金	29,598	29,598
資本剰余金合計	362,019	362,926
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	891,194	858,875
利益剰余金合計	891,194	858,875
自己株式	299,539	299,539
株主資本合計	1,386,094	1,355,589
新株予約権	1,456	1,248
純資産合計	1,387,550	1,356,837
負債純資産合計	3,544,429	3,416,513

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
売上高	1 5,239,815	1 5,523,127
売上原価	1 1,838,566	1 2,205,557
売上総利益	3,401,249	3,317,569
販売費及び一般管理費	1, 2 2,992,730	1, 2 3,250,242
営業利益	408,519	67,327
営業外収益		
受取利息	1 5,390	1 9,259
有価証券利息	1 300	1 26
受取配当金	-	1 54,000
賃貸料収入	1 1,673	1 940
業務受託料	1 2,300	1 2,160
受取遅延損害金	-	562
その他	1,548	-
営業外収益合計	11,211	66,949
営業外費用		
支払利息	4,685	6,620
減価償却費	1,118	940
支払手数料	-	4,000
その他	475	-
営業外費用合計	6,279	11,560
経常利益	413,451	122,716
特別損失		
投資有価証券評価損	-	24,209
子会社株式売却損	-	10,329
子会社株式評価損	13,999	-
減損損失	15,800	-
特別損失合計	29,799	34,539
税引前当期純利益	383,651	88,177
法人税、住民税及び事業税	139,074	45,554
法人税等調整額	31,008	9,041
法人税等合計	108,065	36,512
当期純利益	275,586	51,664

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)		当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(役務売上原価)					
経費					
業務委託費		1,668,951	100.0	1,656,363	100.0
役務売上原価		1,668,951	100.0	1,656,363	100.0
(商品売上原価)					
期首商品たな卸高		43,276		82,488	
当期商品仕入高		208,826		563,327	
計		252,103		645,816	
期末商品たな卸高		82,488		96,622	
商品売上原価		169,614		549,193	
売上原価		1,838,566		2,205,557	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	364,839	264,839	29,598	294,437	684,650	684,650
当期変動額						
新株の発行	67,581	67,581		67,581		
剰余金の配当					69,041	69,041
当期純利益					275,586	275,586
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	67,581	67,581	-	67,581	206,544	206,544
当期末残高	432,420	332,420	29,598	362,019	891,194	891,194

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	299,525	1,044,402	-	1,044,402
当期変動額				
新株の発行		135,162		135,162
剰余金の配当		69,041		69,041
当期純利益		275,586		275,586
自己株式の取得	14	14		14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,456	1,456
当期変動額合計	14	341,691	1,456	343,147
当期末残高	299,539	1,386,094	1,456	1,387,550

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	432,420	332,420	29,598	362,019	891,194	891,194
当期変動額						
新株の発行	907	907		907		
剰余金の配当					83,984	83,984
当期純利益					51,664	51,664
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	907	907	-	907	32,319	32,319
当期末残高	433,327	333,327	29,598	362,926	858,875	858,875

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	299,539	1,386,094	1,456	1,387,550
当期変動額				
新株の発行		1,814		1,814
剰余金の配当		83,984		83,984
当期純利益		51,664		51,664
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			208	208
当期変動額合計	-	30,505	208	30,713
当期末残高	299,539	1,355,589	1,248	1,356,837

【注記事項】

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産、賃貸用固定資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～22年
構築物	15年
機械及び装置	7～8年
工具、器具及び備品	2～20年

（2）賃貸用固定資産

賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

建物	8年
工具、器具及び備品	8年

（3）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

（4）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 重要な引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

（3）株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響として、「初期導入フィー」で2020年5月の新規会員企業の獲得の減少、「ロイヤルティ等」で2020年10月までの会員企業の受注の減少を織り込んでおりますが、2021年4月期第3四半期以降は回復が進んでいくものと仮定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入しております。また、当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入しております。

なお、詳細は1. 連結財務諸表等の（注記事項）の「追加情報」に記載しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
短期金銭債権	24,027千円	73,937千円
短期金銭債務	37,088	37,370

2 当社においては、運転資金の効率的な調達及び不動産の買取販売に関する資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,550,000千円	1,550,000千円
借入実行残高	620,000	360,000
差引額	930,000	1,190,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
営業取引による取引高		
売上高	132,464千円	340,215千円
営業費用	269,273	299,827
営業取引以外の取引による取引高	9,558	66,388

2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
役員報酬	192,258千円	213,867千円
給与手当	687,662	748,120
役員株式給付引当金繰入額	19,123	25,496
株式給付引当金繰入額	25,213	28,870
旅費交通費	307,481	295,587
広告宣伝費	305,007	319,810
減価償却費	196,673	228,646
貸倒引当金繰入額	12,829	16,967
おおよその割合		
販売費	15.3%	15.4%
一般管理費	84.7	84.6

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額207,693千円、前事業年度の貸借対照表計上額162,732千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	16,737千円	21,932千円
未払事業税	7,689	877
未払事業所税	-	1,324
フリーレント賃料	4,283	1,316
資産除去債務	3,347	5,045
子会社株式	4,286	4,286
投資有価証券評価損	-	7,412
減損損失	4,837	4,837
役員株式給付引当金	5,856	13,662
株式給付引当金	7,720	16,560
その他	2,283	832
繰延税金資産小計	57,043	78,090
評価性引当額	-	12,005
繰延税金資産合計	57,043	66,084
繰延税金資産の純額	57,043	66,084

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.20	15.04
住民税均等割等	0.15	0.97
所得拡大促進税制	5.88	-
受取配当金	-	18.75
評価性引当額	-	13.62
その他	0.08	0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.17	41.41

（企業結合等関係）

当社は、2019年5月9日を企業結合日として、当社のアフターメンテナンス事業を新設した株式会社家価値サポートに承継させる会社分割を行いました。

なお、詳細は1. 連結財務諸表等の（注記事項）の「企業結合等関係」に記載しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	309,528	-	-	19,188	290,340	42,477
	構築物	16,414	-	-	1,164	15,250	2,129
	機械及び装置	16,605	2,109	3,019	7,370	8,325	16,170
	工具、器具及び備品	64,433	10,435	-	38,818	36,050	114,683
	土地	104,940	-	-	-	104,940	-
	リース資産	2,897	-	-	1,198	1,698	4,295
	賃貸用固定資産	2,096	-	-	940	1,156	13,173
	賃貸用リース資産	-	-	-	-	-	1,439
	計	516,916	12,545	3,019	68,681	457,760	194,370
無形 固定資産	のれん	397,500	-	-	105,999	291,500	-
	特許権	-	1,382	-	144	1,238	-
	商標権	4,653	1,673	-	1,078	5,248	-
	ソフトウェア	94,974	36,215	2,386	45,851	82,952	-
	ソフトウェア仮勘定	63,903	39,238	-	-	103,142	-
	リース資産	13,736	31,374	-	8,804	36,306	-
	計	574,768	109,884	2,386	161,878	520,388	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC	8,770千円
ソフトウェア	建築CAD	11,696千円
ソフトウェア	セレクト住宅関連システム	16,510千円
ソフトウェア仮勘定	原価管理、工程管理システム	27,300千円
リース資産（無形）	会計システム	31,374千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	55,019	44,037	27,070	71,986
役員株式給付引当金	19,123	25,496	-	44,619
株式給付引当金	25,213	28,870	-	54,083

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	毎年4月30日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.hyas.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）2019年7月30日関東財務局長に提出

事業年度（第16期）（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年7月30日関東財務局長に提出

2020年9月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第16期第1四半期）（自 2019年5月1日 至 2019年7月31日）2019年9月13日関東財務局長に提出

（第16期第2四半期）（自 2019年8月1日 至 2019年10月31日）2019年12月13日関東財務局長に提出

（第16期第3四半期）（自 2019年11月1日 至 2020年1月31日）2020年3月16日関東財務局長に提出

（第17期第1四半期）（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）2020年10月26日関東財務局長に提出

（第17期第2四半期）（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2020年12月15日関東財務局長に提出

（第17期第3四半期）（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）2021年3月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2020年7月31日、2020年12月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2020年10月1日、2020年12月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書

2020年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

2020年12月17日関東財務局長に提出

2021年3月16日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

2019年5月20日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書（組込方式）の訂正届出書

2019年6月13日関東財務局長に提出

2019年5月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年9月30日関東財務局長に提出

2016年3月2日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第12期）（自 2015年5月1日 至 2016年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（第15期）（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）2019年9月13日、2020年3月24日及び2020年9月30日関東財務局長に提出

(9) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度（第12期）（自 2015年 5月 1日 至 2016年 4月30日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
事業年度（第13期）（自 2016年 5月 1日 至 2017年 4月30日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
事業年度（第14期）（自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
事業年度（第15期）（自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日）2020年 9月30日関東財務局長に提出

(10) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

（第13期第 1 四半期）（自 2016年 5月 1日 至 2016年 7月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第13期第 2 四半期）（自 2016年 8月 1日 至 2016年10月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第13期第 3 四半期）（自 2016年11月 1日 至 2017年 1月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第14期第 1 四半期）（自 2017年 5月 1日 至 2017年 7月31日）2020年10月 1日関東財務局長に提出
（第14期第 2 四半期）（自 2017年 8月 1日 至 2017年10月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第14期第 3 四半期）（自 2017年11月 1日 至 2018年 1月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第15期第 1 四半期）（自 2018年 5月 1日 至 2018年 7月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第15期第 2 四半期）（自 2018年 8月 1日 至 2018年10月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第15期第 3 四半期）（自 2018年11月 1日 至 2019年 1月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第16期第 1 四半期）（自 2019年 5月 1日 至 2019年 7月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第16期第 2 四半期）（自 2019年 8月 1日 至 2019年10月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出
（第16期第 3 四半期）（自 2019年11月 1日 至 2020年 1月31日）2020年 9月30日関東財務局長に提出

(12) 臨時報告書の訂正報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書の訂正報告書

2020年10月 5日関東財務局長に提出

2020年10月 1日提出の臨時報告書に係る訂正届出書であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】**第1【最近の財務諸表】**

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年9月30日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

<財務諸表監査>

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールアドレス保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

< 内部統制監査 >

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

意見不表明の根拠

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールデータ保全手を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、内部統制報告書に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月30日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富永 貴雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一
業務執行社員

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2019年5月1日から2020年4月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールアドレス保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月15日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年5月1日から2021年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報及び四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社の2021年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

「追加情報」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出した。しかし、後述の「その他の事項」で強調するとおり、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。

当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高含めた当連結会計年度の第3四半期の四半期連結財務諸表についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三者調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加的手続を実施した。

当連結会計年度の第3四半期連結累計期間の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当連結会計年度の財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高含めた四半期連結財務諸表について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高含めた当連結会計年度の第3四半期の四半期連結財務諸表について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当四半期の数値と対応数値に及ぼす可能性のある影響があるため、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関す

る規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年4月30日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期に係る訂正後の四半期連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該訂正後の四半期連結財務諸表に対して2020年9月30日付で結論の不表明としており、また、当該連結財務諸表に対して2020年9月30日付で意見不表明としている。前任監査人はこれらの理由として、「会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールデータ保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。」ことを指摘している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。